

## 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

### 招 集

令和6年9月20日（金）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）矢田貝 香 織  
岡 田 啓 介 土 光 均 中 田 利 幸 西 野 太 一  
又 野 史 朗 森 谷 司

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】下関部長 松本防災安全監

〔防災安全課〕田中課長 山花危機管理室長 永瀬調整官 村上主任

【福祉保健部】塚田部長

〔健康対策課〕小西課長 金川課長補佐兼健康総務担当課長補佐

### 【参考人】

陳情第68号

提出団体 原子力防災を考える県民の会  
新田ひとみ 氏

陳情第69号

提出団体 えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）  
山中幸子 氏

陳情第70号

提出団体 脱原発しよいやinとっとり  
山中幸子 氏

陳情第73号及び陳情第74号

提出団体 さよなら島根原発ネットワーク・鳥取  
後藤 譲 氏

### 出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長

### 傍 聴 者

安達議員 岩崎議員 門協議員 国頭議員 戸田議員 錦織議員 松田議員

森田議員 吉岡議員

報道関係者1人 一般5人

### 審査事件及び結果

陳情第68号 U P Z 圏内の避難計画の重要な対策である屋内退避の運用に関する検証結果が明らかになるまで再稼働の延期を中国電力に求める陳情[不採択]

陳情第69号 能登半島地震の状況を受けて、安定ヨウ素剤の積極的な事前配布を求める陳情 [不採択]

陳情第70号 中国電力に対して島根原発2号機の再稼働中止を求める陳情 [不採択]

陳情第73号 能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に関して住民説明会の開催を求める陳情 [不採択]

陳情第74号 能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に対して、国と中国電力への再度の照会と、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情 [不採択]

## 報告案件

- ・能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策等に係る中国電力及び国への照会に対する回答について（報告）

~~~~~

## 午前10時00分 開会

**○稲田委員長** 皆様おはようございます。ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は9月11日の本会議で当委員会に付託されました陳情5件について審査をするとともに1件の報告を受けます。

初めに、陳情第68号、UPZ圏内の避難計画の重要な対策である屋内退避の運用に関する検証結果が明らかになるまで再稼働の延期を中国電力に求める陳情についてを議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体の原子力防災を考える県民の会共同代表の新田ひとみ様に出席いただいております。

早速新田様から御説明をいただきたいと思っております。説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。また、説明は座ったままで構いません。

それでは、お願いいたします。

**○新田氏（参考人）** おはようございます。原子力防災を考える県民の会の新田ひとみです。どうぞお聞きいただきたいと思っております。

まず、皆様のところには今回の陳情の中身をお届けしております。まず、皆さんにもぜひ原発事故が起きないとか、あるいは起きたとしても大規模な放射性物質の拡散にはならないといった安全神話に陥ることなく、住民の命と健康、財産を守るためにできることを全力で考えていただきたいと切に願っております。そういう思いで今日の陳述をさせていただきます。

原発から30キロ圏内のUPZの避難計画は屋内退避が中心であります。6月の議会でも陳述させていただいたんですが、鳥取県西部地震の例では米子市の建物被害は全壊約2,300棟、半壊約7,000棟、一部損壊約2,009棟となっており、建物被害は21.1%、境港市では建物被害率は92.6%です。液化化危険率が高い、極めて高いは21.6%です。境港市では93%です。余震が続く中、原発事故が起きたとき、この家屋の中で屋内退避が本当にできるのでしょうか。もし、中に居続けるとしたら大変な危険を伴うことにならないでしょうか。また、壊れた家の中では被曝を避ける効果はあるのでしょうか。今年の元旦に起きた能登半島地震の被災状況から家屋が全壊したり、火事で失われたり、

あるいは一部損壊が生じれば屋内退避も避難もできない実態が起こることが明らかになりました。原子力規制委員会委員長は屋内退避の検討する際には複合災害も含まれていると記者会見で話していました。では、今までの避難訓練では複合災害時のことを考えた避難訓練がなされていたのでしょうか。陳情にも書いたように、屋内退避については現状でも多くの疑問があります。

1つ目として被曝のリスクについての考え方です。原子力規制庁からの回答の中にもあります避難または屋内退避ができるということではなく、命を守る、どのようにして体を守るかということが重要であると書いてあります。驚きました。これでは原子力防災の指針をつくる規制庁が被曝を軽視してるように見えます。本当に被曝は命や健康に影響がないのでしょうか。被曝の影響を受けやすい子どもたちを守る視点が欠けているのではないかと思います。

次に、地震などにより窓ガラスの破損やドアが閉まらない場合について屋内退避の低減効果の数値基準が示されたのだろうかということ。現在は木造家屋で吸収により内部被曝が75%低減されると原子力ハンドブックには記載されていますが、一部損壊などの場合、その効果がどのようになるのか示す必要があると思います。自宅で屋内退避ができるかどうかの判断は住民自身がするという事になっているため、その基準を分かりやすく示す必要があると思います。住民はなかなかそこまで考えていくことはできないんじゃないかというふうに思います。

次に、疑問の4項目になります。計画では、自宅で屋内退避ができないときは他の避難所に移るとしている点です。在宅の高齢者、障がい者はもともと移動が難しいから屋内退避となっていたはず。状況によって移動する必要があるのであれば、どのような体制を取るつもりなんですか。それぞれの人に一人一人の支援の体制が本当に今できてるのでしょうか。

5つ目の疑問は、大地震が起きたときの救助についてです。能登半島地震では、多くの方々の家屋倒壊により救助が必要な状況になりました。原発事故が起きた場合、被災者と救助活動ができるのかと疑問に思います。大地震だけの場合と原発事故を伴う場合、複合災害です。状況は明らかに異なります。福島第一原発事故の浪江町で消防団が津波の被災者を見捨てざるを得なかったということにもあります。屋内退避の運用に関する検討チームの結果は来年春頃と聞いております。国や中国電力から原発の安全性を前提として稼働するとの言葉を耳にしますが、危険な施設の稼働に安全性を求めるのは当たり前のことです。だからこそ、自治体の意見は国の屋内退避の検討にはその実効性が担保され、住民の命が保証されることを前提としなければならないと思います。能登半島地震のような大規模な地震と原発事故が重なった場合、本当に原子力災害対策指針を変更することなく、子どもたちや高齢者、障がい者の方々を含めて住民の命、身体、財産を守ることができるのでしょうか。国の検証結果が出るまで、避難計画の実効性が明確でないということで中国電力には再稼働の延期を求めていると思います。以上です。ありがとうございます。

**○稲田委員長** 説明終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります錦織議員及び土光議員に説明を求めます。

〔土光委員は賛同議員席へ移動〕

○**稲田委員長** 賛同議員は賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、錦織議員。

○**錦織賛同議員** 日本共産党の米子市議団錦織です。よろしく申し上げます。賛同議員としての意見を述べさせていただきます。

陳情第68号、UPZ圏内の避難計画の重要な対策である屋内退避の運用に関する検証結果が明らかになるまで再稼働の延期を中国電力に求める陳情です。

地震等の複合災害になったときにUPZ圏内ではまずは屋内退避をすることとなりますが、住居、建物の傾き、壊れ、窓の壊れがあっても被曝を避ける行動ができるのか、自己判断で行動することが求められています。今回の意見照会で明らかになったことは、被曝をすることを許容する重大な過ちがあります。自宅が倒壊すればコンクリート建物への屋内退避が推奨されていますが、途中で被曝するおそれがあり、たどり着いた施設で退避するスペースがあるかどうか分かりません。また、放射線防護施設、例えば境港では済生会病院とか、米子では真誠会とか、医大とかありますが、全員が入れません。様々な懸念材料も疑問もある中で再稼働するべきではなく、せめて検証結果が出るまでは再稼働を延期するよう求める陳情はもったもであり、賛同として意見を述べさせていただきます。

○**稲田委員長** 陳情提出者が、代表者がもう一回述べられてますので、極力賛同議員の方は簡潔に、今後も同様でございますのでよろしくお願いいたします。

次に、土光議員。

○**土光賛同議員** 土光です。賛同理由を述べます。

この陳情の趣旨は屋内退避の運用、これ、能登半島地震で様々な疑問が出て、その運用、原子力規制委員会が検討チームで今検討してる最中でまだ結論は出ていないと思ってます。やはり、そういった検証結果が出て、きちんと住民に説明をする必要があると思います。そもそも避難計画は住民の理解なしに大前提としての実効性担保できませんから、そういった検証結果がちゃんと出て、それを説明して、住民が納得した上でそういったことを経てから、それからというふうに私は思いますので、ぜひこの陳情を採択していただきたいと思ひまして賛同しました。

○**稲田委員長** 賛同議員の説明を終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

〔土光賛同議員は委員席へ移動〕

○**稲田委員長** そのほか質疑はございますか。

土光委員。

○**土光委員** 当局にお聞きしたいのですが、この陳情で疑問の1から5、こういった様々な疑問が出されています。これに関して回答というか、こういった疑問に関して、回答まではいかなくてもコメント、そういったものがあればぜひお聞かせください。

○**稲田委員長** コメントのレベルでよいということですね。

○**土光委員** よいとは言ってません。回答を求めますが、コメントのレベルになってもそれはやむを得ないというそういう意味です。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 今回の陳情にある内容でございますが、疑問点、複数点ございます。これ1点1点お答えということは今、差し控えさせていただきますけれども、基本的な考え方としましては米子市が定めております避難計画、こちらにつきましては島根地域の緊急時対応の中に概要含まれておりまして、国のほうでこちらのほうは具体的であるよと、合理的であるよということでお認めをいただいている内容でございます。この内容につきまして、今回の地震の内容を踏まえまして国から現在においても有効であるという意見をいただいておりますので、現時点におきましてはこの実効性というのはある程度は担保されているというふうに考えております。以上でございます。

○**稲田委員長** よろしいですか。そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様様の御意見を求めます。今日5つ陳情がありますので、毎回順番を極力均一にするように変えたいと思いますので御理解ください。

では、初めに矢田貝委員。

○**矢田貝委員** この陳情に対しまして、様々な再稼働を延期するということをやしとするということはないと思うんですけれども、様々な表現で1つの陳情の中にも表現をされておりますけれども、新田様をはじめ皆様様の御主張の中の根本というのは住民の不安、疑問が払拭するまでは再稼働を延期するというふうな根本がおありのように思っております。私はこの陳情は不採択を主張させていただきますが、この言葉にしてどのように主張されるかというのは別にいたしまして、原子力発電に対して不安とか、疑問があるというこのことは全ての人にはない感情ではないというふうに私は考えておりまして、今後この陳情を出された皆様、またこれに同意される皆様様の心配等が払拭することはないのではないかというふうに考えているところであります。

今回の陳情は屋内退避の運用というところの検証結果が明らかになるまでというタイトルではありますけれども、この思いについても私個人としては何も申し上げることではなく、その立場にもなく、その思いは受け止めさせていただきたいと思っております。

一方で、私は規制委員会の安全対策を確実に中国電力が講じ続けていく、このことに注視してまいりたいという姿勢でありますので、この陳情につきましては不採択を主張させていただきます。

○**稲田委員長** 次に、中田委員。

○**中田委員** 先ほどの矢田貝委員と似た部分もあると思うんですけれども、まず前提としてこういったその能登半島地震っていうものが起きて、それを目にするによっていろいろ不安とか心配が起きるということの気持ち自体は私も十分受け止めさせていただいておりますので、そのことを否定するものではありません。ただし、冒頭に陳情者からありましたように、安全神話に陥ることなくという発言がありましたけれども、まさにこの神話

のような感覚で見るとすべきものではなくて、やっぱり極めて科学的分析に基づいた信頼できる判断基準によってどうあるべきかを判断すべきものだと考えておりました、そういった意味において現時点で国のこれまでの様々な会議がありましたけれども、国からの現在においても有効であるという知見、判断をいただいておりますので、我々には信頼できる機関のジャッジされたものを信頼して、それに従って地方自治体としては取り組むべきという考えですので、よってこの陳情については賛同できないということで採択しないことを主張させていただきます。以上です。

**○稲田委員長** 次に、又野委員。

**○又野委員** 私は採択を主張いたします。疑問点として5つ上げられてまして、疑問1においてはこれ原子力防災より自然災害による人命への直接的なリスクというところにおいては私の理解ですと放射線の被曝と実際に自然災害が起きたときに直接命に関わるような災害が起きた場合は逃げるのが先だとかいうことだと思えます。そうすることによって放射線の被曝を受けるっていう、どっちを取るかっていうところで屋内退避より逃げるということだというふうな説明であると思えます。つまり、放射線による被曝もその場合はあり得るということを行っているわけであって、それだったらその放射線の被曝をやっぱりなくすっていうことも考えるんなら、本来であれば原発っていうのはそういうリスクを考えればなくさなければならぬと思うわけなんですよね。でもそれを被曝のリスクもこれは考えなければならぬと、複合災害は。だけど、それをどうやったらなくすのかっていうところがやっぱり私は疑問です。そのリスクがある限りは本来原発稼働してはならないと思ってるので、そこら辺の疑問、やっぱりきちんと住民の不安が取り除かれるように、取り除かれないようだったら再稼働すべきでないとは私は考えております。

さらにコンクリート屋内退避施設ですけれども、まずは自宅で屋内退避できるかどうかというところで、できない場合はそこが退避場所になるということだと思えるんですけれども、その自宅がちゃんと放射線から守られる状態なのかどうなのかってなかなか住民の皆さん理解というか、私もですけれども分からないわけですよ。もしかしたら地震によってちょっと損壊して入ってくるかもしれない。そうなった場合に取っあえずやっぱりどっか頑丈なところに避難しようって思った場合、住民の皆さんが十分に退避できるようなそういうコンクリート屋内退避施設が準備されているというのが前提じゃないといけないとは私は思っています。そういう意味では米子は十分ではないとこれまでの議会でのやり取りでそういう退避施設、収用人数、十分足りてないと思えますので、そこら辺も説明としては自宅での屋内退避とかコンクリート退避施設に避難退避するのかそこら辺の基準とか、はっきり言って住民の皆さんには理解できない、なかなか説明もこれつかないような回答だと思っております、これまでの。ですので、これらのことを考えるとやはり住民の皆さんに対して説明できるような検証結果っていうのが明らかになるまで再稼働の延期を求めるべきであると考えますので、採択を主張します。以上です。

**○稲田委員長** では、岡田委員から言ってもらいたいと、岡田委員。

**○岡田委員** 私は採択をしないっていうことで主張をしたいと思えます。先ほどからいろいろ意見も出ておりますけれども、国のほうできちっとした、原子力規制委員会のほうで今の退避、屋内退避等の対応については一定の有効性があるということで出ておりますので、当然それをより精度を高めていくということは必要なことなんだろうと思うんですけ

れども、要はこの検証結果が明らかになるまで再稼働を延期するということを求めるということにまで私は至らないというふうに思っておりますので、この陳情に対しては不採択を主張したいと思えます。以上です。

**○稲田委員長** 次に、西野委員。

**○西野委員** 私も不採択とさせていただきます。原子力規制委員会は8月28日敦賀原発2号機再稼働の前提となる審査に不合格としたことを示す審査書の案を取りまとめました。再稼働を認めない判断は2012年発足して以来初めてとなりました。このように、高い独立性を有することがしっかり証明されましたので、原発に関することは原子力規制委員会の判断に委ねることが望ましいと思えますので、この陳情に対しては不採択とさせていただきます。

**○稲田委員長** 次に、森谷委員。

**○森谷委員** 私のほうも不採択でお願いいたします。原子力発電所の再稼働に関しては高い独立性を有する原子力規制委員会が新規制基準に適応すると認めておりますので、その知見、その評価を受け入れるということで不採択といたします。お願いいたします。

**○稲田委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員** 採択を主張します。これ、陳情者が出しているのは漠然とした不安ではなくて、実際こういうときはどうするか、そういった疑問なんです。それがちゃんと、例えば疑問の1に具体的に書かれています。漠然とした不安ではないということは私はまず強調したいと思えます。原発を動かすに関してこれ、国、中電、必ず安全性を大前提としてというふうに言います。それはそのとおりです。原発の安全性というのは、一旦事故が起これば甚大な被害ということで原発の安全性というのは、いわゆる深層防護第1層から第5層まで、これが確実にできればまあ安全でしょう、そういった判断をするという前提でそういう考え方になっています。避難計画は第5層にきちんと位置づけられています。だから、避難計画もちゃんとできているということがあって初めて原発は一応安全だというふうに判断してもいい、それが前提です。今、問題になっているのは、能登半島地震で顕在化されたように避難計画の中の特に屋内退避、これが本当にできるんだろうかということで陳情でも疑問の1から5まであります。こういった疑問に対して原子力規制委員会、先ほどから独立性を保ってちゃんとやっているというそういう評価がありますが、それはその評価は全面的に否定するものではありませんが、この屋内退避に関しては原子力規制委員会自身がこの屋内退避の在り方は検討を要する、検討チームで今、検討中なんです。結論出ていないです。特にこれ7月20日の意見交換で原子力規制委員会の伴委員がこう述べてます。この検討チームに関して、そのチーム、まだ結論出ていませんが、結論が出たとしても単に結論を出すだけではなくて、そこでどういう議論があったのかということも併せて見ていただきたい。なぜそういうふうに判断になったか、なぜそういうふうに住民にさせていただこうと考えているのか。そういったことがお手元に伝わるようにこのお手元というのは実は住民にと解釈していいと思えます。そういうことをやりますと言ってるんです。だからこそ、そういった説明、検討チームの結論が出てそれをちゃんと聞いて、それから原発の安全性、第5層も含めた安全性が確保されている。その時点で、じゃあ、再稼働というのはそれは考え方としてはありますが、今、第5層がまだ確実にない、つまり、安全性が大前提には今ないないので、だから当然このままの状態です。

するというのは私は不適切だと思いますので、延期を求めていただきたい。現時点では延期を求めていただきたいという理由です。

**○稲田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第68号、UPZ圏内の避難計画の重要な対策である屋内退避の運用に関する検証結果が明らかになるまで再稼働の延期を中国電力に求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

**○稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第68号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○稲田委員長** 御異議なしでいいですね。御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

新田様、本日はお越しいただきありがとうございます。新田様は御退席ください。

**○新田氏（参考人）** ありがとうございます。

[参考人は席を移動]

**○稲田委員長** 次に、陳情第69号、能登半島地震の状況を受けて、安定ヨウ素剤の積極的な事前配布を求める陳情についてを議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体のえねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）共同代表の山中幸子様に出席いただいております。

早速、山中様から御説明いただきたいと思います。説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。説明は座ったままで構いません。

それではお願いいたします。

**○山中氏（参考人）** エネルギーの未来を考える会の山中です。今日は陳述の機会をいただき、ありがとうございます。能登半島地震の被災状況を受けて、安定ヨウ素剤の積極的な事前配布を求めたいと思います。

原子力防災とは、いかに被曝を避けるかに尽きると思います。その意味で安定ヨウ素剤はその実効性を上げる方法として大変重要です。安定ヨウ素剤を服用することによって放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを防ぎ、甲状腺がんから身を守ることができるからです。特に被曝の影響を受けやすい乳幼児や子どもたちにとって最も重要な放射線防護の方法が安定ヨウ素剤の服用だと思えます。ただし、安定ヨウ素剤の効果を生かすためには服用のタイミングが大変重要です。陳情本文にも書いたように、放射性ヨウ素のプルームが到達する前か直後に服用すれば最も高い効果が得られますが、被曝した16時間後であればその効果がほとんど失われてしまいます。そのため、事前に持っていることが必要となると思えます。原発事故時の米子市の避難計画は避難指示が出るまで屋内退避を継続することになっています。けれども、もし屋内退避が効果的に行われたとしても避難指示が出ると



きの外気の空間線量は通常の四百倍から一万倍になっているので、公民館などに取りに行くときに内部被曝をする可能性があります。さらに、今年の元旦に起きた能登半島地震では、家屋の倒壊や一部損壊などが起きて、屋内退避の効果が失われる状況もありました。窓が割れたり、ドアが壊れたりするとき、自宅に残るかコンクリート屋内退避施設に移動するかは空間線量が分からない中で住民自身が判断しなければなりません。また、公民館などに取りに行くことができて、道路が寸断されていれば職員の方々が安定ヨウ素剤を各地域に持っていくことが困難な状況になるかもしれません。福島原発事故時にはヨウ素剤があっても配布責任者がいなくて配布できなかった事例も知られています。大災害の場合、実際には何が起きるか分からないことが多いと思います。屋内退避の継続なのか、別の避難所に移動なのかはその時々で決まるかもしれません。服用指示がいつ出るか分からないのであれば、手元に安定ヨウ素剤を持っていたほうがすぐに行動に移すことができます。

原発稼働は賛成か反対かにかかわらず、いざという時のために乳幼児や子どもたちの健康だけは守るという姿勢を持っていただきたいと思います。他の30キロ圏内の自治体と比べれば、現在職員の方々が広報などで大変努力されていることは私たちも知っています。けれども、それでも全体としては1%に満たない配布率となっています。私たちはその努力を一步進めて今後は5キロ圏内と同様の方法で配布してはどうかと考えています。例えば、5キロ圏内PAZの事例として、島根県の場合、必要とする個人に直接配布会のお知らせを送付しています。佐賀県ではお知らせを郵送するだけでなく、郵送での受け取りも可能とし、さらに薬局で申請し受け取ることもできるそうです。また、大変参考になる事例としてもう一つ新潟県を御紹介します。新潟県では2022年からPAZとUPZの区別をなくして、40歳未満の方全員に安定ヨウ素剤の事前配布の通知を送付しているそうです。UPZを加えた理由は、記録的な大雪などといった地域性から考えて、緊急時の安定ヨウ素剤の受け取りが住民にとって大変負担になると考えた結果だそうです。大雪などの理由は鳥取県でも考慮すべき点だと思います。それに加えて、大地震との複合災害の場合、道路や家屋の被災状況を考えれば受け取りの負担を減らすということは大変重要な視点だと思います。方法としては、県から40歳未満の対象者に通知を全員出します。通知を受け取った方はビデオ視聴の後にメールや郵便で問診票を送付すれば郵送でヨウ素剤を受け取ることができる仕組みをつくっています。そのほか、会場での説明会、薬局での受け取り方法も選ぶことができる仕組みです。この郵送でヨウ素剤を受け取るということに踏み切ったおかげで、大変何か割合が増えたように思っています。新潟県の場合、40歳未満の人口のうち30キロ圏内では2年間で約四、五十%の方が安定ヨウ素剤を受け取っているそうです。

自治体が住民のためにやる気を出せば多くの人に配布することができます。30キロ圏内が必要ないということは原発事故はどうせ起きない、あるいは事故が起きても高い線量の放射性物質は届かないと考えているのかもしれませんが、けれども、原子力規制庁も内閣府も中国電力もゼロリスクを保証しているわけではありません。そして、避難計画は自治体の責任なんですね。原子力規制委員会でも審査はしていません。なので、自治体の責任として実効性を上げるための努力をするべきだと思っています。多くの住民の不安を軽くするための一步として積極的な安定ヨウ素剤の配布方法をぜひ考えていただきたいと思

ます。以上です。ありがとうございました。

○**稲田委員長** 説明終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります錦織議員及び土光議員に説明を求めます。

〔土光委員は賛同議員席へ移動〕

○**稲田委員長** 賛同議員は賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、錦織議員。

○**錦織賛同議員** 陳情第69号について賛同理由を述べます。

原子力災害が発生したとき、最もリスクの高い乳幼児、子どもに16時間以内一刻も早く安定ヨウ素剤の服用が放射性ヨウ素による甲状腺がんの発症から救うこととなります。安定ヨウ素剤は30キロ圏内の公民館等に備蓄しておくということですが、そこまで受け取りに行くことができるか分かりません。屋内退避しなければならないのに、乳幼児を抱えて取りに行くということ自体も大変です。薬剤師等による配布等が道路事情など場合によっては備蓄先まで取りに行けない、配布先まで取りに行けない自体が想像されます。安定ヨウ素剤の事前配布をし、冷蔵庫などで保管すれば一番適切なタイミングに確実に服用できます。配布を30キロ圏外にも拡大すること、事前配布の積極的な検討を求めることに賛同いたします。以上です。

○**稲田委員長** 次に、土光議員。

○**土光賛同議員** 賛同理由を述べます。

この安定ヨウ素剤の事前配布、先ほど陳述者から全国の例を出されましたが、この30キロ圏で安定ヨウ素剤の事前配布、これは米子市は割と先進的に早い時期に始まりました。これ、何で始まったかという、議会で陳情が出てそれを採択してそれが契機、だからある意味で市民とか議会が配布をすることに関して大きく動かしたというふうに言えると思います。今、特にこの陳情でもありますが、事前配布やっていますがなかなか配布率が上がらないといった問題があるので、そういったことをより今やっとする事前配布をより充実するために、それから、30キロ圏外も放射性物質が来るといのは当然想定されるので、そういったこともする。つまり、今やっする事前配布をより充実させるためにぜひこの陳情、採択をしてほしいというふうな思いで賛同しました。

○**稲田委員長** 賛同議員の説明を終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

〔土光賛同議員は委員席へ移動〕

○**稲田委員長** そのほか、質疑はございますか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 当局に質問、確認をさせていただきたいんですけども、安定ヨウ素剤の事前配布のことなんですが、私の理解が間違っていないかの確認です。UPZの範囲内に住んでいらっしゃる住民の方に対しては、避難に際して服用が適切かつ円滑に行うことが

できるように事前に配布すること、またその安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては原則として医師による住民への説明会を開始すること。そして、UPZ圏内におきましては安定ヨウ素剤を備蓄し適切な場所に置いて緊急時に配布すること。なお、UPZ圏内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性がある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要とすると判断した場合、前述のUPZ内の住民に配布する手順を採用して行うことができるということに基づいて米子市で現在UPZの住民に対して事前配布を執り行うことになったというその原子力災害対策指針が背景にあると思っていますんですけど、これでよろしいでしょうか。

○**稲田委員長** 村上防災安全課主任。

○**村上防災安全課主任** 今、おっしゃられたとおり、そのとおりでございます。以上です。

○**矢田貝委員** 分かりました。

○**稲田委員長** 中田委員、手が挙がってる。

○**中田委員** 同趣旨です。

○**稲田委員長** そういたしますと、ちょっと待ってくださいね。質疑ね。

土光委員。

○**土光委員** 今、矢田貝委員の質問のちょっと関連なので、まずこれを聞きます。

この安定ヨウ素剤、適切なタイミングで服用することが必要だ。これは当然その認識はみんな一致していると思います。これ、車で避難する人、9割が想定されています。この人たちが安定ヨウ素剤の事前配布をまだなされていませんから、住民配布をされていない車で避難する住民、これは適切なタイミングで配布、受け取り、服用できるというふうに思われていますか。思っているんだったらその理由をお聞きします。

○**稲田委員長** 村上防災安全課主任。

○**村上防災安全課主任** 基本的には原則として自家用車避難をされる方につきましても、一時集結所に一度来ていただいてそこで安定ヨウ素剤を受け取っていただいてからの検査会場への移動というふうに考えております。事前配布を受けておられる方について……。すみません。そういうふうに考えております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 計画では車で避難する人は避難する前に近くの一時集結所、公民館もしくは学校の体育館に歩いて出かけていってもらって歩いて帰ってそれから避難、それが適切だというふうには私は思えないんですが、そんなにちょっと、例えば、この人たちは9割が車で避難しますよね。30キロ圏内約3.5万人、9割、約3万人。その人たちが歩いて一時集結所に来て説明聞いて帰る、それから避難。もし、事前配布だったらそういった手間ないですよね。避難を開始するというのは、放射線量がそれなりに高い状況になったとき避難を開始するので、そういう中で歩いて取りに行き帰る、それを強いるような避難計画で私は適切なタイミングではないと思うんですが、見解をお聞きします。

○**稲田委員長** 見解、出ますかね。

松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 安定ヨウ素剤の配布の仕方等についてでございますけれども、やり方としては今土光委員言われたとおりでございます。その内容で適切に運用はできると考え

ておりますけれども、実際には数が多くなって、取りに行くのはどうだろうと思われる方も当然おられると思います。そのような場合ですと、一時退避所での受渡しということも対応するようにはしております。

我々が考えておりますのは、当然お渡しできる手間どうだろう、そこに時間かかるだろうということはあるですけれども、一番はちゃんと服用していただいて適切に薬が効果を発揮することが一番大事であると思っております。懸念しておりますのは、薬の害というのは非常に低いというのは言われておりますけれども、タイミングですね、実際、事故が起こって万が一事故が起こって、服用しなければいけないタイミング、これは必ずずれます。放射性物質の放出等がある時間というのは、事故発生からずれます。そうなったときに適切な時間、適切なとき飲んでいただくというのは、やはりそのときそのときの説明というのが必要ではないのかということで、事前配布ではなく、基本的な考え方としては災害が起こったときの配布ということで考えておるところでございます。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私が聞いているのは、車で逃げる人が適切なタイミングで飲めるような状況かということで、今、一時集結所、これ、歩いて行って帰る、かなり放射線がそれなりに高いとき、それは私はまずいかなと、それはそう思う。

それからもう一つは、今も言われたんですが、もし一時集結所でもらえない人は避難退域時検査所でもらえる、一応そういう計画になってます。ただ、避難退域時検査所というのは当然30キロからずっと離れて、もうこの場所は被曝の心配はないですよというそういう場所ですよ。安定ヨウ素剤は適切に飲むというのは原則被曝前ですよ。そうすると、避難してもう被曝の心配はないところでもらって飲んでもこれが当然これ、ある意味被曝後、被曝をしているとするとね、それ以降は被曝するおそれはない場所だとされているので、それがなぜ適切なタイミングというふうになるとお考えですか。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 一時退避所での服用ということになりますと、時間的には遅い時刻になります。ですので、基本的には避難所といいますか、事前配布ではなくて、一時集結所での配布ということをお原則としております。ただ、どうしてもそこでもらわれずに避難される方もおられますのでそういった場合には避難退域時の検査所ですね、そちらでも安定ヨウ素剤のほうを配布するというようにしております。どうしても、時間ずれますけれども、効果はございますので一番ベストはやはり事前に飲まれるというのがベストですけれども、どうしてもそこで飲まれずに避難された方というのはおられるということをお想定しての検査所での配布ということで考えているところでございます。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 別の件で質問します。

今、米子市事前配布実施この数年間やっていて、いわゆる事前配布率、率は1%を満たない数にとどまっていると思います。この数字に関してどういうふうに担当者はお考えかお聞きします。

**○稲田委員長** 小西健康対策課長。

**○小西健康対策課長** 事前配布につきましては先ほどからもありますように、緊急時に一時集結所で安定ヨウ素剤が速やかに受け取れない方についてで、事前配布を希望される方

に配布をすることとなっておりますので、今受け取っておられる方が多いか少ないかといったような判断はいたしておりません。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 見解は分かりました。

それからもう一つ別なことです。陳述人が事前配布率、多くの人に受け取ってもらうための効果的なやり方で郵送でやり取り、安定ヨウ素剤自体も郵送で。非常に効果があったという例を出されましたが、これ、安定ヨウ素剤、薬剤ですよ。実際やってるから私は問題ないと思うんですが、米子市の考え方、意見として、郵送で安定ヨウ素剤、これを送るということに関して、何か問題点があるとお思いですか。

○**稲田委員長** これは、どこに、さすがに通告もないですし。求められるけど答えられませんか。

土光委員。

○**土光委員** 通告がないのは分かってます。だから、すぐ答えられなければそれはそれで仕方がないです。

○**稲田委員長** 小西健康対策課長。

○**小西健康対策課長** 米子市としてはそういった配布を行っておりませんので、ちょっと今の段階ではお答えはできません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** あともう一つお聞きします。この陳情の資料で、放射性物質の拡散シミュレーション載ってますよね。これ多分、担当課、当局にも渡ってると思います。これ見てどう思われますか。私はある意味でこの状況は深刻な1つの拡散シミュレーションだと受け取るんですが、もちろんシミュレーションであることは間違いないです。これ見てどういうふうに思われるか、ちょっと見解があればお聞きしたいです。

○**稲田委員長** 見解があればですよ。一応、いただいた資料を目を通して審議するのは我々委員ですので。

○**土光委員** 当局も渡ってないんですか。

○**稲田委員長** 渡ってるかまで私確認しておりませんが。我々委員がそれを判断するのであって、知見を求めて、取りあえず聞きますけど。回答、いいですか。

松本防災安全監。

○**松本防災安全監** シミュレーションの1つであると考えておるところでございます。それ以上でもございません。それ以下でもございません。

○**稲田委員長** 改めてお伝えします。審議してるのは我々委員ですので、当局に見解といっても、例えば数字の確認であるとか、現在、米子市がどういう取組をしているのかの確認程度であって、この出されてる陳情の内容に我々が向き合うというのがこの時間すべきことですので、そこを十分に踏まえて臨んでいただきたいと思います。

ほか質疑はございますでしょうか。

又野委員。

○**又野委員** 先ほどのちょっとやり取りの中で確認ですけれども、答弁を聞いていますと、事前配布では適切なタイミングで飲めるかどうか、ちょっと疑問のような感じ。一時集結所でもらったほうが適切なタイミングで飲めるというような答弁だったと思いますけれど

も、一時集結所で配布するのも指示が出てから配布されるっていうことなんで、多分、住民の皆さんにお知らせすると思うんです。そのお知らせする方法っていうのは、どのような方法でされるんでしょうか。

○**稲田委員長** 村上防災安全課主任。

○**村上防災安全課主任** 今の問合せの内容についてですが、米子市では様々な方法を用いて住民の方に周知を行いたいと思っております。具体的に言いますと、鳥取県のトリピーメールであったりとか、あと防災行政無線を活用して住民の方に適切に普及をしていただけるように対応してまいりたいと思っております。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 一時集結所で配布が始まるっていう場合にはそういうふうに連絡方法があるっていうことでしたら、例えば、事前配布した人に対しても同じように周知ができるわけですよね。それ考えると事前配布した人に対しても、適切なタイミングで飲めるように周知しますというふうに言っているんじゃないんですか。言っていないにしても、防災無線、そのトリピーメールだとか、いろんな方法で周知して、周知さえすれば事前配布でも適切なタイミングで飲めると思うんですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 適切に情報を受け止めていただきまして、一連の説明をちゃんと覚えておいていただいて、対応していただくということができれば、当然同じように対応いただけると思います。ただ、実際、現実問題としましては、事前配布、薬の有効期限がありますので、その期間中ですね、その期間は保管をしていただいております。例えば、2年後に起こったときに、例えば、こういう言い方をすると失礼ですけども、高齢者の方であるとか、そういった方の対応をするとき、まず原発で何か起こりました、安定ヨウ素剤をもらってる、じゃあ、指示があるまでずっと待っててくださいよというのは言うんですけれども、それが適切に対応できるかというところに少し懸念があるという意味での服用時間を守れるかどうかという発言をさせていただいた次第でございます。

○**稲田委員長** ほかに質疑はございますか、ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。じゃあ、岡田委員とこの順でいきたいと思っております。

岡田委員。

○**岡田委員** 私は採択をしない、不採択を主張したいと思っております。現在、当局で行われている対応を今の段階では私も尊重させていただいて、今の当局のやり方で十分だろうというふうに思っておりますので、将来的に何か起こったときにまたこの対応を改めるということがある可能性がないことはないと思っておりますけれども、現時点において、安定ヨウ素剤の積極的な事前配布を求めるということには至っていないというふうに思っております。以上です。

○**稲田委員長** 次、西野委員。

○**西野委員** 私も不採択でお願いします。私も現在の当局の施策で十分じゃないかなと思っております、不採択とさせていただきます。以上です。

○**稲田委員長** 次に、森谷委員。

**○森谷委員** 私も不採択でお願いします。安定ヨウ素剤の配布率が1%という背景というか要因ですね、これは事前配布ということもそうなのでしょうけども、ホームページ等も含めた広報活動にもうちょっと力を入れたり、あとは地域での集会での説明会を増やすとか、そういった努力をすべきではないかなというふうに思いますので、不採択でお願いいたします。

**○稲田委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員** 採択を主張します。安定ヨウ素剤の事前配布は、これ自治体の判断でできるというのが国の考え方です。判断の基準は、避難する住民が適切なタイミングで服用できるかどうか。そういう視点で、安定ヨウ素剤はある意味で被曝を低減する、これももちろん放射性ヨウ素に関してですが、被曝を低減できる、ある意味で唯一の対策と書いていいぐらい。唯一は言い過ぎですが、非常に大きな効果がある。実際例えば福島の場合でも、あのように様々な混乱で安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用できなかった、特に子どもたちが多いです。その子どもたちは今甲状腺がんで100人単位で甲状腺がんが今発症してます。これ裁判にもなってます。そういうことを防ぐ一番効果的なやり方、これが適切なタイミングで飲む。そのために私は事前配布が一番有効だと思います。というのは、先ほどちょっと質問しましたが、車で逃げる人は今のやり方、放射性物質の線量がそれなりに上がった時点でわざわざ一時集結所まで歩いて取りに行き帰る。それをしないと車で逃げられない。その間の被曝は十分あり得ます。そういったことを強いるべきではない。むしろ、事前配布をすればそういったことは逃れることはできる。それから、能登半島地震で明らかになりましたが、屋内退避。今、事前配布ないと屋内退避の最中は当然安定ヨウ素剤を飲むことができません。じゃあ、本当に何日間かの屋内退避で安定ヨウ素剤が必要な場合がないのかというと、これはないというのは言い切れない。だからそういった屋内退避のときにも飲む必要が出てくるということがあります。だからこそ、事前配布が必要だというふうに思います。この陳情ぜひ採択して、できること、これ事前配布というのは実行可能なこと、できることなので、それをぜひやってもらうためにも、やるためにも、議会がこの陳情を採択して当局もそれを受けて実行に移す、そういったことをやっていただきたいと強く思います。採択を主張します。

**○稲田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 不採択を主張させていただきます。現段階での私はまずUPZの圏域の皆様に対して安定ヨウ素剤の服用と配布についてしっかりと周知をしていくこと、そして事前の受け取りについては、個人で判断していただくことというのが原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針に沿った取組だと考えておりますというのが1点目。

そしてUPZ圏外への範囲拡大の検討については現実的なことではないと考えておりますので、不採択を主張させていただきます。

**○稲田委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 私も結論としては不採択を主張します。やっぱり私も消防関係の原子力災害時の講習、研修とか訓練を受けてるんですけども、そのときにも説明を受けましたけども、やはり、先ほどありましたように、期待される効果が発揮できるようにするためにはその安定ヨウ素剤だけ適切に管理されて適切な状態にある安定ヨウ素剤を適切なタイミングで飲むということが重要であって、そこを外すとこの効果は期待できないということも私も

研修等を受けて周知してるところですが、その適切な効果が発揮できる状態をどうつくるかというのが自治体の責務として最も重要なことだと思っております。現行の希望する方に配布、入手することができる現行の取組の中で、十分に周知も進めていただいて、その適切なタイミングということをどう確保するのか。あるいは、先ほども言いましたように、適切に管理された状態の安定ヨウ素剤をどう保管しとくのかとかいうか、保持しとくのかというところに、現行の取扱いの中で進めていただければと思っておりますので、結論としてはこの陳情は採択しないということを主張させていただきます。

**○稲田委員長** 次に、又野委員。

**○又野委員** 私は採択を主張いたします。先ほどのやり取り、さらには前のときのやり取りも議会でのやり取りもですけれども、基本的には一時集結所での配布ということで、事前配布にはあまり米子市は積極的でないと感じています。一時集結所に人が本当に殺到した場合にスムーズに受け取れるかどうか。そこは皆さん当然、当局の皆さんも心配しておられるところだと思います。特に必要な方っていうのが、乳幼児ですとか若い方が特に効果があるっていうことですので、そこら辺のちっちゃい子どもさんとかを抱えながら、本当にスムーズに集まって受け取ることができるのかっていうことを考えると、やはりそれも適切なタイミングを逃す可能性があるんじゃないかなっていうのをすごい考えます。先ほどのやり取りの中で、高齢者の方が適切に管理できて、そのタイミングがって、年齢が上がるにつれて効果はないので、あんまり高齢者のことは考えなくて、本来いいのではないかとこの安定ヨウ素剤の配布については。これはもう書いてあることですので、やはり若い人を中心と考えた場合はそのきちんと説明をして、適切に管理できる可能性が高いということだと思っておりますので、事前配布をどんどん積極的に進めて、やはりタイミングはしっかりと広報も周知にさせていただくことで適切なタイミングっていうのはいけると思っておりますので、やはりこれは採択、積極的な配布を進めることは必要だと思います。採択を主張いたします。以上です。

**○稲田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第69号、能登半島地震の状況を受けて、安定ヨウ素剤の積極的な事前配布を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

**○稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第69号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に御確認いただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○稲田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

次に、陳情第70号、中国電力に対して島根原発2号機の再稼働中止を求める陳情についてを議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体の脱原発しょいや！in鳥取、山中



幸子様に出席いただいております。説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

**○山中氏（参考人）** 脱原発しよいや！ in 鳥取の山中です。本当はここに書いてあるように、共同代表の田村が来る予定でしたが、急にちょっと都合が悪くなりまして、私が代わりに、共同代表の1人でもあるので、こちらで陳述させていただきます。よろしくお願いいたします。

2021年の秋に、島根原発2号機の再稼働を自治体が同意するかどうかを決める際、住民説明会が開催されました。そのとき私たちは、原子力規制庁、内閣府、資源エネルギー庁と中国電力から審査の内容や原発の必要性についての説明を聞きました。それから3年を経て、当時の説明の多くの部分に今疑問が湧き上がっています。特に注目すべきは、今年の元旦の能登半島地震の被災状況から見える原発避難計画の脆弱さです。想定外の大地震などとの複合災害が生じた場合、避難計画の実効性には大きな疑問符がつきます。私たちの命や健康が被曝から守られるとは思えません。4月に国と中国電力に提出された米子市の照会に対する回答はそれを裏づけるものでした。複合災害のときは屋内退避や避難といった放射線被曝への対策よりも、生命、身体を守り、生活を維持する対策を講じていただくことが必要であると考えますといった文章がありました。これは大規模な自然災害が起きる場合は、被曝を低減させるという原子力防災の目的が果たせなくなることを認めているようなものです。また、内閣府は米子市からの問い、屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考えるのかというものに対して、決して実効性を担保しているとは表現せず、具体的かつ合理的であるという言葉で原子力防災会議の了承について説明をしています。さらに鳥取県議会で議員から国の責任を問われた際には、了承のプロセスに責任を持っているとして、実効性の判断は自治体がするものだと言いました。私たちの命を守るための避難計画の実効性は、どこが保障しているのでしょうか。

次に、2021年当時と全く条件が異なるのは原発の稼働期間です。原発はこれまで原則40年の稼働期間で、1回だけ延長が許されて最長60年という期限がありました。ところが、2023年のGX脱炭素電源法案の可決により、停止期間を最長期間に上乗せできることになってしまったので、稼働期間の上限が撤廃されてしまいました。住民説明会では、原発依存度を低減するとしていた方針も、今後どのようになるのか不明です。このような重大な政策変更については、改めて資源エネルギー庁からのきちんとした説明が必要だと思います。

さらに、原発をめぐる状況は世界中で劇的に変化しつつあります。原発の必要性として当時説明された3E、経済効率性、安定供給、環境適合の根拠が年々減少しつつあります。経済効率性については、当時安価と言われた原発の発電コストが現在は上昇する一方であり、再生可能エネルギーの発電コストの低下に伴い、両者の差はどんどん開いています。原発稼働を維持するためには追加支援策が必要であり、そのコストは税金や電気代の負担となっています。

安定供給については異常気象に対する原発の脆弱性が指摘されています。海外では熱波による発電効率の低下や、川からの取水ができず、稼働停止をする原発が増えているとのニュースがあります。巨大な発電設備である原発が大地震などで突然停止すればブラックアウトとなるため、火力発電を維持することが必要となります。また、蓄電池の性能が上

がっている今、再生可能エネルギーの出力の増減は問題にならなくなっています。環境適応については、原発を脱炭素電源として利用するには、再生可能エネルギーと比べてコストが高すぎることで、建設し稼働するまでの時間がかかり過ぎることが指摘されています。また、原発を稼働することで大量の再生可能エネルギーの出力が制限されていることも指摘されています。経済産業省の系統ワーキンググループでは、2023年度に出力制御される電力量は17.6億キロワット時、約41万世帯分の消費電力量475億円の価値に相当する再生可能エネルギーが捨てられる見通しを示しました。脆弱な避難計画で命、健康が脅かされる一方で、原発の利点として考えられた価値がどんどん損なわれつつあることを、国や中国電力は説明することができるのでしょうか。解決できない使用済核燃料の問題、廃炉の見通しもつかない福島第一原発の問題も加えれば、リスクの高い原発を稼働させる理由はほぼ見つかりません。取り返しのつかない大事故が起きる前に、中国電力に対して原発稼働の中止を求めていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございますか。

土光委員。

**○土光委員** この陳情の文章で、最後のパラグラフ、2つ目かな、下から。世界の脱炭素の潮流で、そこで、その中の2行目で、再生可能エネルギー100%を目指す国も出てきましたとあります。これに関してもう少し具体的な状況とか、もし分かればどこの国なのか。そういったところの説明がいただければと思います。

**○稲田委員長** 山中様、どうぞ。

**○山中氏（参考人）** ありがとうございます。まず、現状で100%を達成しているのはアイスランドという国があります。電源構成は水力70%、地熱30%となっています。1970年のオイルショック以降、官民で取り組んできた結果だというふうに言われています。そして、自然エネルギー財団が2020年の4月に出したレポートによると、2018年時点で国レベルで100%自然エネルギーを目指す国は65か国というふうになっています。その国が主に2050年までに100%を目標にしているということです。例えばデンマーク、スウェーデン、ポルトガル、スペインといった国が挙げられるそうです。以上です。

**○稲田委員長** よろしいですか。

ほか参考人に対する質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります錦織議員及び土光議員に説明を求めます。

〔土光委員は賛同議員席へ移動〕

**○稲田委員長** 賛同議員は賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、錦織議員。

**○錦織賛同議員** 陳情第70号について賛同理由を述べます。原発は深刻な事故になると大量の放射線を吐き出す危険な電源です。2011年の福島原発事故から13年たっても福島第一原発2号機からデブリを取り出すこともできていません。原因究明もできないま

まです。1月の能登半島地震で、複合災害下では、より危険性が増し、避難そのものも極めて困難だということを目の当たりにしました。能登半島地震を受けて、鳥取県、米子市、境港市が中電、原子力規制庁等に提出した照会への回答は、計画の変更の必要はないというものの、新たな知見が出れば、速やかな対応をしていくということが示されましたが、それは現在が万全でないということを現しています。また、鳥取県の避難計画については、これは複合災害も既に想定しているということですが、例えば、液状化対策では内浜道路で対応していると、マンホールの蓋が取れないとか、橋が段差にならないようにとか、そういったことができていますということですが、私は通行可能なのは、その主要道路だけで、そこまで出られるのかどうかという現実的な問題があります。避難計画が具体的、合理的だというふうに原子力規制庁などは言っていますが、本当にそれがそういったことを含めたものが安全性があるのかというやはり疑念が残ります。そういう状況で原発を再稼働することはできないというふうに思います。以上です。

**○稲田委員長** 錦織議員、多少、個人の見解が入っているように私感じておりますので、液状化とか特にこの陳情内に入っておりませんので、参考人が既に述べられてますので、本当にこの点この点を賛同したという簡潔なものでお願いいたします。

次に、土光議員。

**○土光賛同議員** 賛同理由を述べます。この陳情は島根原発2号機の再稼働中止を求める陳情、この中止というのが取りあえず中止なのか、ずっと中止なのか、ちょっとそれはこの文章だけでは分からないんですが、とにかく再稼働するなということ。私はこの陳情を見てから陳述人が言われましたように、米子市が再稼働の容認をしたのが2021年、このときの原発を巡る状況と、今はかなり私はいろんな状況が変わっていると思います。1つは、2021年頃は原発は40年、例外的に60年。だから稼働を認めたとしてもいずれそれではなくなる、ところが今はがらっとそれが変わってます。まあそういったことがあります。

それから、コストに関しても、果たして原発コスト高いのか安いのか。それから再生可能エネルギーの拡大というのは、これは誰もが言うことですが、この原発を動かすことそのものがコストの再エネの障害になっているのではないかと。例えば太陽光発電の出力抑制、そういったいろんな問題があります。

それからもう一つ、最近私がちょっと……。

**○稲田委員長** 土光議員、簡潔にお願いいたします。

**○土光議員** はい。注目しているのは、これまで福島以来、電力需要はだんだんだんだん省エネ化が進んで、だんだん減るだろう、少なくとも上振れはしないということがありましたが、最近、いわゆるデータセンター云々かんぬんで電力需要がすごいということで、上昇するのではないかと、いろんなことが言われています。そういったことを私はこの陳情を契機に、議会、委員会で改めてそこをちゃんと考えれば、考える機会にすれば……。

**○稲田委員長** そういった内容を要求している陳情ではないと思います。

**○土光議員** 考える機会にすればいいと思って賛同をしました。以上です。

**○稲田委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

[土光賛同議員は委員席へ移動]

○**稲田委員長** そのほか質疑はございますか。ないですね。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

今度は又野委員から上がってきてもらって、その後土光委員から上がってきてもらう順で聞きたいと思います。

又野委員。

○**又野委員** 私は採択を主張いたします。書かれていますし、先ほども説明ありましたので、そのとおりだと思って聞いてました。新規制基準適合したとしてもリスクがない、リスクゼロだとは言われない、国も規制委員会も言われないわけで。様々な自然災害に対して対応しなければならないということで、コストもかなり上がってるっていうのはもう事実だと思います。安定供給に原発はなるっていう話についても、先ほど説明もありましたし、事故があったら停止になったり、過去にもトラブルがあったら停止になったりと、本当に安定供給できる電源なのかなっていうこと自体にも疑問に思ってます、原発は。再生可能エネルギーを進める上でも、これも先ほどもありましたけども、障害になってる部分があると考えますんで、やはりトータルで総合的に考えると原発再稼働はするべきではないと考えますんで、この陳情には採択を主張いたします。以上です。

○**稲田委員長** 次に、中田委員。

○**中田委員** 結論的には不採択を主張します。この陳情に書いてあるような様々な議論の中でエネルギー問題についてこういう、特に原子力発電に関して、こういう考え方があるということは十分承知をしております。ただ、このエネルギー政策に関しては様々なこのこういう考え方も含めて、様々な議論の上でその政策については国において定めているという中で、その電力事業者がどのような選択をしたかということで原子力発電もあるんだと思います。私はやっぱりこのエネルギー政策に関しては、国において総合的に判断し、実施されるべきものだと思っておりますので、もちろん安全対策だとかエネルギーの今後の在り方っていうのは別な問題として考える部分は賛同しますが、これで島根原発2号機の再稼働を中止っていうのは求めるというのは賛同できないということです。

それから、もう一つ併せて言っときますと、例えばこの内容の中で、再生可能エネルギー100%を目指す国っていうのが先ほどありましたけども、その多くの国は、他国から電力供給をできることを前提に取り組んでいる国が非常に多くて、日本のような国がその同じようなことを同列に考えるということは非常に困難な問題ではないかということをつけ加えておきます。以上です。

○**稲田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 不採択を主張させていただきます。この陳情を提出した団体の皆様からのただいまの説明をいただきましたけれども、地球規模、世界レベルでの気候変動、脱炭素エネルギー問題というところを踏まえつつの電力の安定供給の議論を投げかける前段階として、まず島根原発に対しての再稼働中止を求めるという趣旨の陳情だというふうに理解をさせていただきます。私は国のエネルギー政策としての議論を注視したいという姿勢で

ございますので、この陳情につきましては不採択を主張させていただきます。

**○稲田委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員** 私は継続を主張します。というのは、賛同理由で少し述べましたが、こういった原発に関して過去、過去というのは2021年、容認を判断したそのときの議論、いろんな前提、社会状況と今かなり状況変わっていると思います。私はこの陳情をある意味で問題提起と捉えて、本当に原発のコストが高いのか安いのか、再エネ拡大が現実的なのかどうか。今言ったほかの国の再エネ100%前提は他国からの前提にしてるっていう発言がありました。これは本当なのかとか、そういったことを含めて、せっかくここというのはエネルギー問題等調査特別委員会なので、この陳情を契機として様々な問題をちゃんと委員会として議論する、そういった契機になればいいのではないかとというふうに思って、この議論を続けていきたい、それが島根原発2号機の再稼働、本当に中止を求めることが妥当なのかどうかにつながると思いますので、継続を主張します。

**○稲田委員長** 次に、森谷委員。

**○森谷委員** 私も不採択でお願いいたします。能登地震を踏まえて再稼働中止の要請なんですけども、現行の規制基準で適切な審査ができてると、原子力規制委員会からも示されておりますし、そういった意味で能登半島地震を受けても具体的かつ合理的であるということが変わらないということを思いますので、不採択でお願いします。

**○稲田委員長** 次に、西野委員。

**○西野委員** 私も不採択でお願いします。再稼働についてなんですけど、先ほども答弁しましたが、原子力規制委員会8月28日、敦賀原発2号機再稼働の前提となる審査に不合格したことを示す審査書の案を取りまとめました。再稼働を認めない判断、これは2012年発足して以降、初めてとなりました。このように高い独立性を有することがしっかり証明されています。原発に関することは原子力規制委員会の判断に委ねることが望ましいと思いますので、この陳情に対しては不採択とさせていただきます。以上です。

**○稲田委員長** 次に、岡田委員。

**○岡田委員** 私も採択をしない、不採択を主張したいと思います。もともとエネルギー政策そのものは国家のほうにおいて、エネルギー、安全保障等も含めたエネルギー政策の中でこの原発というものが必要だということになっておりますので、その中で高い独立性を有する原子力規制委員会等の基準を中国電力さんのほうもきちっと達成するべく事業者として大変な努力をしていただいているというところがございますので、この陳情の中身をもってして再稼働の中止を求めるということに対しては、到底賛同することはできませんので、不採択を主張したいと思います。

**○稲田委員長** それでは、まず継続を求める意見がありましたので、最初に継続審査から諮ります。

ただいま、継続審査をという意見がございました。

継続審査についてお諮りします。本件について、継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

**○稲田委員長** お二人ですね。賛成少数であります。

それでは、これより改めて採決に入ります。

陳情第70号、中国電力に対して島根原発2号機の再稼働中止を求める陳情について、

採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

**○稲田委員長** 賛成少数であります。よって本件は採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第70号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○稲田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

山中様、本日はお越しいただき、ありがとうございました。山中様は御退席ください。

[参考人は席を移動]

**○稲田委員長** 次に、陳情第73号、能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に関して住民説明会の開催を求める陳情についてを議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体のさよなら島根原発ネットワーク・鳥取、共同代表の後藤譲様に出席いただいております。

早速、後藤様から御説明いただきたいと思っております。説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。説明は座ったままで構いません。

それでは、お願いいたします。

**○後藤氏（参考人）** 後藤です。陳述の機会をいただき、ありがとうございました。4月4日、5日に行われた中国電力、それから国への照会は、能登半島地震のような災害がこの島根半島でも起きて、島根原発事故との複合災害が起きるのではないかとという県民の不安から行われたものであると考えています。そして、回答が8月9日に示されましたが、この回答は住民の不安を解消できるものではない、解消できるものであるかどうか、米子市議会として検証する必要があると考えます。その前提としては、住民が直接この回答の説明を聞く機会が必要であるのではないのでしょうか。本年8月9日開催の県のPT会議で平井知事はこのように発言されています。ぜひ、中国電力の専門の方々にも我々住民レベルの目線にも見えてくるような分かりやすく丁寧な説明というものを、今後、今日も含めてぜひ行っていただく必要があると思っております。直接御説明いただく機会をつくっていただくとか、地元に対する説明の機会とか、そうしたことが非常に大切であると考えておりますというふうに述べられています。また、9月9日開催の県安全顧問会議で意見書が提出されましたが、その最後の総括の部分にはこのように記載されています。地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、安全第一義として原子力安全文化の醸成に努め、住民等への分かりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求めるとしておられます。このように国と中国電力を招聘して住民説明会の開催は、平井知事それから安全顧問の要請に基づくものであると言えます。そして、住民説明会での住民の意見を基に市議会は回答の検証をしていただきたいと思っております。能登半島地震では北陸電力も想定していなかった150キロにもわたる活断層の連動が起きました。震源となった断層から20キロ離れた内陸の断層も動いていることが明らかとなっています。この新たな知見により、宍道断層と鳥取県沖の連動は起きないのかという不安が高まっています。この地震で原発の重大事故

と複合災害の避難計画は大丈夫かという不安もあります。能登半島では通行止めで集落が孤立し、避難、救援ができないという状況が何日間も続きました。島根原発近傍の宍道断層のみによる地震が発生した際にも同様の事態が起きることは、県の予想からも十分に考えられます。

陳情は二つです。1つ目として、市議会として国及び中国電力に対して、能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に関して、住民説明会を開催するよう要請していただきたいということです。

2つ目は、米子市議会としても国、中国電力の回答について市民の不安を解消できるものであるか検証していただきたいということです。米子市議会の皆様には住民の不安に対して、誠実に対応していただければと思います。以上で陳述を終わります。ありがとうございました。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないですね。ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります錦織議員及び土光議員に説明を求めます。

〔土光委員は賛同議員席へ移動〕

**○稲田委員長** 賛同議員には、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

もう一言申し添えます。賛同議員の個人的見解がお持ちであろうとなかろうと、陳情審査は、あくまで陳情提出者が出された内容の範囲で行うべきものであります。それ以外のことを陳述されて、それが審議される場ではございませんので、厳に謹んでいただき簡潔にお述べください。

初めに、錦織議員。

**○錦織賛同議員** 陳情第73号について賛同の理由を述べます。

能登半島地震を受けて、鳥取県、米子市、境港市が、中電、原子力規制庁等に提出した照会は、このままの計画で大丈夫かという、住民の不安や疑問などから実施されたものだと思います。その照会への回答は、計画の変更の必要はないというものの、新たな知見が出れば速やかな対応をしていくことが示されています。活断層、屋内退避など、規制委員会自身が調査中や検討中のものがあり、変更の必要がないという回答はあまりにも拙速だというふうに思います。

米子市では、4月以降、住民説明会が開かれていません。8月9日に出された国、中国電力からの、この4月の県、米子、境港の照会に対する回答について、米子市民は説明を聞き、質問をする権利があると思います。国と中電に対し、住民説明会の早期開催を要請していただくこと。また、8月9日の回答を、市議会としても検証することが私は必要だと思いますので、以上、賛同の理由を述べさせていただきます。

**○稲田委員長** 次に、土光議員。

**○土光賛同議員** 賛同理由を述べます。

この陳情は二つあって、一つは国からの回答、ちゃんと住民に説明してほしいという要請です。これ陳述人の引用にもありましたけど、知事自身は、議会とか住民への説明が必要だというのは至るところで繰り返して言ってます。ただ、市長はそういうふうな発言が

全然見られなくて、私は残念なんですけど、そういった意味でも議会がこの陳情を採択して、住民への説明、住民説明会をぜひ実現できればと思います。

それから、2つ目の陳情で、回答に関してこれが妥当なものか、議会が検証するというのは、これこそが私は議会の役割だと思いますので、そういった意味でこの陳情に賛同をしました。

**○稲田委員長** 賛同議員の説明を終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

〔土光賛同議員は委員席へ移動〕

**○稲田委員長** そのほか質疑はございますか。

土光委員。

**○土光委員** この陳情の文章の中ほどのところで、能登半島地震では、から始まるパラグラフがあります。そこをちょっと読みますと、能登半島地震では、北陸電力も想定していなかった150キロにもわたる活断層の連動が起きました。また、震源となった断層から20キロ離れた内陸の断層、富来川南岸断層も動いていることが明らかになっています。この知見に、新たな知見により宍道断層と鳥取沖断層の連動は起きないのか、そういう不安がある。これ県と両市の照会文にもほぼ同じような質問があったと思います。今回の国、県からの回答で、これに関する回答は得られたというふうに思ってますでしょうか。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 回答は得られたと思っております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** どういう回答内容だったんですか。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 概要的に申し上げますと、この新しい知見ということでございますけれども、これは新しい知見と取られるかどうかというのはまた別なのですが、能登の地震におきます地震の断層ですね、断層につきましては、当然既存の断層が動いたというところの報告がございました。今後、その断層が実際どのように動くかという審査を行う、これから行うところであったというところで今回起こったので、それが新たな知見なのか、これから検査、調査を行った上で、今まで分からなかったけれども、それが起これば新たな知見なんだろうけれども、そういう状況ではなくて、これから調べようと思っているところであったという報告は聞いております。ただ、その断層が連動するかどうかというのは、ある程度想定をしながら審査をしていく予定であったということも伺っておるところでございます。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** そういう状況であるということ踏まえて、島根県にあります島根原発にかかります断層というのは、連動しないという判断をいただいているというふうに認識をしております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっとここは陳情の審査なのでそれ以上は聞きませんが、今の回答で、宍



道断層と鳥取沖断層の連動が起きないという説明には私はなっていないし、今の説明、住民が聞いても全然説明になっていないというふうに思うのではないかと私は思います。以上です。

○**稲田委員長** ほか質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論のほうに入ります。

採決に向けて、委員の皆様のご意見を求めます。

今度は、土光委員から上がってきて、又野議員から上がってきてにしましょう。

土光委員。

○**土光委員** 採択を主張します。

改めて言いますと、国とか中国電力に対して照会して、それが返ってきた。その回答内容に関して、一般の住民はほとんど知る方法が全くないと言えます。普通は知る方法はない、これに関して疑問があっても、それをやり取りする場がないという状況です。これぜひ、住民説明会が必要だと思います。繰り返しになりますが、知事は、そういったことを想定するような発言を何度かしています。ぜひ米子市でもそういったことを実現をしたいということ。それから、これも繰り返しですが、この回答の中身、妥当かどうか、もちろん市当局は安全顧問とか、専門家の意見を聞いて検討はするでしょうが、議会としても、これは議会としてもちゃんとやるというのが、議会の私は役割だと思います。検証すべきだと思います。という理由で、採択を主張します。

○**稲田委員長** 次に、森谷委員。

○**森谷委員** 私は不採択でお願いいたします。

正直いろんな、今、後藤様の発言もありましたので、住民説明会の必要性というのは、ある意味で理解できる部分があるんですけども、私も議員になりまして島根原発の現場視察に行きまして、実際あそこで説明を聞いて初めて納得できるという専門的な部分があるかと思います。そういう意味では、今後もまた、この委員会でまた島根原発のほうに視察に行く予定があるんですけども、そういう意味で、本当にこの非常に難しい問題だけに、住民説明会をしてどこまで納得できる内容かなど、かなり専門的な知見がありますので、そういった面では、私としては説明会を開催しないほうで、不採択でお願いいたします。

○**稲田委員長** 次に、西野委員。

○**西野委員** 地元の自治体からの要望を受け、9月9日に鳥取県、米子市、境港市による令和6年度第1回鳥取県原子力安全対策合同会議に原子力規制庁職員が出席し、島根原子力発電所2号機の審査結果について説明を行っております。このように説明とかやっていますので、不採択でお願いします。

○**稲田委員長** ちょっと、終わられた方はスイッチを切っただけでお願いします。

岡田委員。

○**岡田委員** 私は採択をしない、不採択を主張したいと思います。

この陳述事項ということで、住民説明会を開催するよう要請することというふうにありますけれども、中国電力におかれては、国及び中国電力も住民説明会ということだけにこだわることなく、広報等には当然ですけれども、力を入れていただきたいというふうには

思いますけれども、この時点で、あえて住民説明会を開催するよう要請することに対しては、私は賛同できないということで、不採択を主張いたしたいと思います。

**○稲田委員長** 次に、又野委員。

**○又野委員** 私は採択を主張いたします。

住民への説明っていうことでは、平井県知事も言っておられるようですけれども、意見交換会、地元関係者と事業者との意見交換会の中では、境港の市長さんも、島根地域の緊急事態は大丈夫だよ、変えなくていいよ、今、知事がなぜっていうところを言われました。そういうところを住民の方は不安に思っているわけですから、不安を安心に変えるためにも、きちんと国のほうで、そういう理由で大丈夫だよっていうところを伝える説明をしていただきたい。住民の方の不安を安心に変えていただきたい、それが我々基礎自治体の役目であります、というふうに述べられておりますし、島根県のほうですけれども、丸山知事さんもその意見交換会の場で、国や中国電力に対して、聞かないと教えてくれないっていう、この説明姿勢が最大の問題だと思いますというふうに言われてるんですね。分かりやすい説明以前の問題で、説明姿勢として不十分なのではないか、厳しく言っておられます。本当に、これ議事録で見たんですけれども、本当にそのとおりだなと思って、かなりのリスクを住民は負うわけです。そこに対して、もう積極的に、本来であれば住民説明会をするっていうのが当然の、事業者としての責務であり、国としても原発を推進していくっていうのであれば、当然国としても住民に対して説明をしていかなければならない、当たり前なことだと私は考えております。幾ら説明しても、反対するものは反対する、それだとしても説明だけははずとしていかなければならないっていうのが本来のやり方なのではないかと、私は考えておりますので、この陳情は採択を主張いたします。以上です。

**○稲田委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 私は結論的には採択しない、不採択を主張します。

るる今までも、この陳情だけではなくて、たくさん陳情がここの中もずっと出てきましたし、今日これまでの陳情もそうでしたけれども、こういう原子力発電に関して疑義を持ったり、あるいは僕も原子力発電そのものを、要は反対の方たちの主張の内容はその内容として理解するというか、同意ではなく理解することはできますが、ただ、私は今までもそうですけれども、その方たちが言うような、原発に対する不安の意識といううねりといいますか、市民の中での大きさ、多さというものを、正直、今そんなに感じてる機会がありません。一体どれくらいの市民が賛同して、この問題に不安を感じて住民説明会を開けという数があるかは分かりませんが、少なくとも私の周辺ではそういう声はありません。それで、ただこの問題を冷静に考えたときに、これは原子力安全顧問会議でも報告の文書にも書いてありますけれども、能登半島地震において、安全重要な機器の損傷が全くなかったことについて、十分広報する必要があるということが書かれておりますよね。要するに、あの能登半島地震が起きて、機器においてどうだったのかということがあまり触れられてなくて、今日ずっと出たような、道路がどうなったとか、地形がどうなった、家屋がどうなったというような、背景になることについては語られてますけれども、原子力発電所の機器が、安全対策上どうだったのかということはあまり伝わっていない。こういったことを踏まえて、専門家会議や原子力規制庁が踏まえた上で、今まだ、今の状況を踏まえても、この地震動とかこういった基準に対して、新たな評価に影響することはないという結論立

てをされている。そうすると、自治体としては、信頼できる機関のジャッジを信用して仕事をしていくしかありません。

もう一つ言うならば、議会としてという話がありましたけども、こういう変更することがない状況の中で、ただ不安要素だけを取り上げてするのではなく、何のために代表制民主主義の議員が存在する議会がそこに存在するのかということも含めて、それは判断することであって、それで、この議会が、議会の機関として必要であれば、それは住民説明会を求めるという必要性が、この議会という機関の中で決定すれば進めればいいことであって、この陳情に関してのやり方で賛同することは私にはできません。以上です。

**○稲田委員長** 傍聴席の皆様にお伝えします。会議中は静粛をお願いいたします。

次に、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 国及び中国電力に対して、今回の照会に対する回答、これに関してどのような形で住民に説明していくのかということについては、この陳情では住民説明会の開催を求めているわけですが、この件について、説明の方法について鳥取県、また境港市と三者で連携を図りながら対応をしていくことが大切ではないかというふうに考えております。議会としても、同様な対応を取っていくべきだと考えております。

また、2点目の陳情事項にあります、この回答の検証なんですけれども、個人で受け止め方が様々違うというのは当然のこととございまして、このことが不安を解消できるものであるかという検証というのは、難しいというふうに考えるところであります。という理由で不採択を主張させていただきます。

**○稲田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第73号、能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に関して住民説明会の開催を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

**○稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第73号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○稲田委員長** 御異議なしですね。御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

ちょっとここで相談なんですけど、もうすぐ昼の12時を迎えます。

やられますか。

(「やりましょう」と声あり)

**○稲田委員長** では、このまま続けます。

次に、陳情第74号、能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に対して、国と中国電力への再度の照会と、中国電力に対して島根原発2号

機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情についてを議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体のさよなら島根原発ネットワーク・鳥取、共同代表の後藤譲様に出席いただいております。説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

**○後藤氏（参考人）** 続いて、陳述させていただきます。今回の3自治体の照会に対する国、中電の回答では多くの不明な点や問題点がありますが、以下の大きな点2点について指摘させていただきます。1つ目は、これまでの議論でも出ています能登半島地震で起きた活断層の150キロにもわたる連動と、20キロ離れたところの断層が動いたということについての回答部分です。原子力規制委員会の回答では、直ちに規制に反映すべき新たな知見は得られていませんとしています。しかし、平井知事は、7月20日の規制委員会との意見交換でこのように述べられています。宍道断層とそれから鳥取沖断層、これが連動するかどうか、地元としてやはり不安を生じているのは事実です。これは、知事が不安だということをおっしゃるということですね。ですから、改めてこの段階で、連動は絶対ありませんと、かつてのレポートに基づいて安全の審査をした、それは今でも有効だとおっしゃるのであれば、それを具体的に教えていただきたいと。つまり、知事が言われたことは、両断層が連動して活動するものではないということを確認した時点は、適合性審査の時点であって、能登半島地震の発生以後ではないということです。ないのではないかということです。1月1日以降、どのように有効と判断したのかということ。これは、私たち住民と同じ疑問だと思います。

規制委員会は、1月1日地震発生以後やっていることは専門家の研究の集約です。回答にも記載されている3月27日技術情報検討会、これ私全文読ませていただきました。資料にも一部つけていますが、現時点で公表されている知見を調査したということ。本報告は、その調査結果について中間報告的な位置づけで報告するものだと言っています。そして、知見の更新は今も図られていて、今後規制上の取扱いについて検討されることが報告されています。後でも述べますが、活断層の連動のメカニズムは、現時点では解明されていないということです。この回答をもって、住民の、宍道断層と鳥取県沖断層との連動の不安が解消できるとは到底思えません。最低でも、規制委員会の規制上の取扱いの検討の結果を待つべきだというふうに考えています。20キロも離れた内陸の断層もほぼ同時に動いていたことを、活断層学会会長の鈴木教授は報告しています。今まで前例がない新しい知見というふうに報道されています。また、皆さんの中にも見られた方がおられると思いますが、9月1日のNHKの報道です。東北大学の遠田晋次教授は、能登半島地震は想定外の規模、阪神大震災の9倍のエネルギー規模、強い揺れが50秒間続いたと。複数の活断層がドミノ倒しのように150キロ連動したと。連動する地震のリスクは日本全国にあるというふうに指摘されています、見られたと思います。多くの専門家が、今回の能登半島地震の新知見に言及をしているわけです。

次に、中国電力の回答についてです。本年2月22日開催の境港市安対協、これ委員の中から、活断層の連動はないのかという質問に対して、中電は、電力事業間の調査チームをつくり、断層連動も含めて最新知見の有無を調査しているところというふうに回答していますが、調査の状況、結果を市民には公表していません、報告していません。市議会で

は、この質問で、執行部が今回の回答の1で、原子力エネルギー協議会による検証結果に言及している部分がこの回答というふうに、執行部回答しています。この原子力エネルギー協議会のホームページを見てみました。この調査の詳細は掲載されていません。どのような調査、研究家がどういう研究をしているかという詳細な報告、これを分かりやすく市民に報告すべきです。しかも、このホームページによると、この協議会自体が活断層の連動のメカニズム等について、今後の各種研究機関の分析、評価の成果が待たれるというふうにしていて、連動のメカニズムはいまだ解明されていないことを、この協議会自体が言っています。また、ホームページの添付資料1を見ると、活断層の連動の考え方について、各サイト、各原発、地域性等を考慮して、個社で引き続き検討を行う必要があるとして、各事業者が連動について検討を行うことを求めています。しかし、中電は、独自にどのような検討を行ったかという報告を全く示していません。連動の可能性が否定できなければ、原発の基準地震動の設定にも影響が出てきます。最低でも専門家の調査結果が出て、新知見が確定するまで再稼働は延期すべきだというふうに思います。

複合災害の問題です。避難計画の修正の問題です。規制委員会の照会では、屋内退避の運用についての検討としてということで、この避難計画について修正を必要とする影響があるかというふうにこの照会では聞いている、ですが、規制委員会は屋内退避の検討チームで議論をしているとして、避難計画の修正については明確な回答を避けています。やはり、この検討チームの議論を待って、再度、回答すべきだと考えています。

内閣府の回答では、いつも言われる言葉ですが、具体的かつ合理的であることについて今日でも何ら変わるところなく、現時点で島根原発緊急時対応の改訂は必要とは考えておりませんというふうにしています。しかし、この回答がどの会議で、どのような検討がなされたかということについての詳細な回答をすべきだというふうに思います。

自治体の首長から、能登半島地震を受けて避難計画についての現行のものでいいか、不安が投げかけられているのですから、地元自治体との協議の上、回答すべきものと考えます。つまり、島根地域原子力防災協議会、そして原子力防災会議の再度の開催というのが不可欠ではないでしょうか。

新聞報道によりますと、平井知事は9月9日の安対協合同会議終了後に、記者団に対して、安全のために要求すべきところは要求していくというふうに述べられています。米子市議会としてもこの回答について十分議論をしていただき、これらの問題点や不明な点を再度照会していくことを求めていると思います。

陳情事項は2点です。1つ目は、再度この回答を求めていただきたいということ。2つ目は、再稼働への了解ということ、一旦撤回していただきたいということです。

これも、NHKの報道で出ていますが、京大の西村教授は、南海トラフが3メートルの今、ひずみが起きていると、蓄積していると。マグニチュード8クラスの地震を起こすエネルギーがたまっていると。今、内陸地震が多発して巨大地震の前の活動期に入っているのではないかと。南海トラフ地震の前50年、後10年くらい間に、西日本では地震が活発化するというのが歴史上知られていると。南海トラフの地震だけではなく、内陸地震にも備えていく必要があるというふうに言われています。これらの専門家の警告に、私たちは耳を傾けるべきだというふうに思います。以上で終わります。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。  
次に、本陳情の賛同議員であります錦織議員及び土光議員に説明を求めます。

〔土光委員は賛同議員席へ移動〕

○**稲田委員長** 賛同議員は、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。  
初めに、錦織議員。

○**錦織賛同議員** 陳情第74号について賛同の理由を述べます。

私も、4月の国、中国電力への照会は、住民不安に答えるための行動であったというふうに思います。しかし、これまで陳述したとおり、変更の必要はないという国、中国電力の判断は、住民の不安や疑問に応える内容ではありません。国自身、宍道断層と鳥取沖断層F55の連動について、規制上の取扱いについて検討されるということが報告されているので結果を見るべきです。そして、その詳細が市民に示されるまで、少なくとも再稼働しないという判断が求められます。また、屋内退避の運用見直しについても、検討チームが議論されていますので、結果が出るまで、ここは陳情者が述べておられるように、再稼働の了解は撤回するというのを求めるのは当然だというふうに思い、賛同いたしました。以上です。

○**稲田委員長** 次に、土光議員。

○**土光賛同議員** 賛同理由を述べます。

この陳情の1項目は、再度回答を求めるように、これは鳥取県、両市が照会をして、回答があって、その回答内容がまだまだ不十分だということで、再度照会する、そういった趣旨です。これは、私は当然だと思って、今回最大の関心事は、それから照会の最大のポイントは宍道断層と鳥取沖断層が本当に連動しないのか、能登半島地震の事象を見て。それから、屋内退避、避難が本当にできるのか、そういったことが中心の照会でしたが、これに関して、やはり納得できる回答ではないと思うので、再度吟味して照会、質問をすべきだと思います。その結果、質問をして回答が来る、そういったやり取りをする前に、再稼働を一旦撤回するというのは当然のことだというふうに思います。それが、以上が賛同理由です。

○**稲田委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

〔土光賛同議員は委員席へ移動〕

○**稲田委員長** そのほか質疑はございますか。

土光委員。

○**土光委員** 陳情の資料の、何か添付されています。陳述人でも触れましたが、資料3で境港の安対協で、中国電力は連動に関して、自分たち、つまり中国電力を含む電力事業者間で調査チームをつくって調査している、そういうふうに中国電力は発言していたのですが、この事実は市は御存じでしたでしょうか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○松本防災安全監 内容については伺ってはいません。

○稲田委員長 いません。

○松本防災安全監 でした。内容について……。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 いや、知ってたら内容聞きますが、まず知ってたかどうか。当然、これは境港市の安対協なので、米子市はそこにはいなかったと思うんですが、そういうやり取りがあった、中国電力側が境港市でそういうふうに行っている事実を説明したということ、米子市は知っていたのかどうかということ、聞いてる。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 こちらについては承知しておりません。

○稲田委員長 いいですか。

そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様のご意見を求めます。

今度は矢田貝委員から始まって、又野委員、又野委員から土光委員に飛んで岡田委員の一周です。形で行います。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 不採択を主張させていただきます。

新知見が出されて、新しい対策指針が示されたならば、当然それに沿った計画の見直しであるとか、対応があるものと考えております。また、中国電力に対しては、安全対策を最大限に確実に執り行っていた上で、電力の安定供給を求めていきたいというのが私の考えでありますので、この陳情に対しては不採択を主張させていただきます。

○稲田委員長 中田委員。

○中田委員 私も不採択を主張します。

知見とか、新しい知見というのは、いろんな多種多様、様々なものが発表されたら出てくるとは思いますが、その中でどういう知見が採用されて、その知見、正式な基準だとか、そういった判断に関わる知見として採用更新されるかというのは、これは別物でありまして、そこできちっと採用された基準が更新されたとするならば、また違う対応が出てくるとは思いますが、現段階は、るる今まで別な陳情でもあったとおりでございます。

議会として、この問題等取り上げるかというときに、これはほかの陳情でもそうでしたけれども、市においてもそうでしょうし議会においてもですが、我々に、この極めて科学的な専門技術、専門分野の科学的な問題をジャッジする能力を、今現在、持ち合わせてなくて、しかもこれを持とうと思えば、それ相当な体制と財源も含めて、それがほんなら地方自治体の1単位自治体でそれだけの調査能力、検証能力を持つことができるかということは、それは無理があるので、だから鳥取県も安全顧問会議を設置して、それで、その規制委員会が出したジャッジについても、その顧問会議でそれを判断するという体制を現行取っているわけですよ。その上で出てきた、今、一連の流れなので、これをあえてまた、ここに出てきたものについて改めてという、この陳情趣旨には賛同することが私はできません。

○**稲田委員長** 次に、又野委員。

○**又野委員** 私は採択を主張いたします。

この陳情の中に書いてあります規制委員会の話ですと、規制上の取扱いについて検討されるということだったんですけど、まだその結果が出てないということです。中国電力のほうにおいても、調査チームをつくりってということなんですけれども、まだその調査結果がきちんと公表されていないということのようです。そうなった場合、本当に、今回いただいている国や中国電力さんからの回答で今十分なのかということは、私も疑問に思うところでありますので、やはりきちんと調査結果が出てから、公表されてからでもいいですし、回答をしていただきたいと思えますし、このような状態では、私、議員としても、市民の皆さんにも説明ができない状態になりますので、これはぜひとも採択していただきたいと思えます。以上です。

○**稲田委員長** 次に、土光委員。

○**土光委員** 採択を主張します。

理由としては、能登半島地震で様々な事実が出てきて、これが本当に島根原発の関連で照らし合わせてみて、本当に大丈夫なんだろうか。そういった疑問から出発して、県と両市は照会して回答を得た。その回答が、なかなかまだ納得できないのではないかとということです。一つ、私は言いたいのは、新しい知見が出てきたら対応する。これって、私おかしいと思うんですよ、正確にいうと。何でかという、能登半島地震で新しい事実、つまりこれまでの知見では説明できないような事実が出てきたんです。例えば20キロ離れてる富来川南岸断層が連動した、事実が出てきたんです、まだ知見はない。でも普通、例えばだけど、たまたま昨日、今日か、新幹線の連結がなぜかしら走ってる最中に離れた。新しい事実ですよ。何でかという知見はないですよ。でも、私たちが安全性に関わるもので、これまで想定しなかった新しい事実が出てきたら、当然その段階で安全性を確保するために、それは運用をやめますよね、当然、新幹線、今止めますよね。その後、原因究明して、新しい知見が出てくるかどうか分かんないけど、それで対策する、大丈夫だということを確認して動き出す。それが私は普通の発想、安全性を特に重視しなければならないものは、そういうふうにするべきだと思います。今の時点では、新しい事実、説明できないような事実が出てきている。それが説明できるようになったとすれば、それは前に進めばいいけど、今の段階ではその事実説明できない、つまり新しい知見出てない。想定内だという結論も出てない。そういう段階で次に進むというのは、非常に私はおかしいというふうに思いますので、そういったことを含めて再度照会して、専門家の判断、これを市民はジャッジはできます、専門家じゃなくても。専門家は、議論した判断を市民にちゃんと説明をして、市民はそれは判断できます、できないわけではないです。したくないからというのはあるかもしれないけど、ジャッジはできます。そういったことで、ぜひこの陳情、再度、国、中国電力の回答に関して、照会というか回答を求める。それまでには、まだ安全性が担保されていないということで、再稼働を一旦撤回する、そういったことを実現したいと思えます。採択の理由です。

○**稲田委員長** 次に、森谷委員。

○**森谷委員** 私は不採択でお願いいたします。

今日の特別委員会で、再稼働の延期、それから再稼働中止、そしてこの陳情では、再稼



働の了解を一旦撤回という内容ですけれども、前にも言いましたけど、原子力規制庁が連動しないと評価する中電の調査結果を審査し、妥当だと判断してるという見解がありますので、この陳情も不採択でお願いいたします。

**○稲田委員長** 終わられた方、マイクをオフをお願いします。

次に、西野委員。

**○西野委員** 再稼働の了解ということで、また、再稼働関連の陳情なんですけど、先ほども言いましたけど、原子力規制委員会、8月28日に敦賀原発2号機再稼働の前提となる審査に不合格としたことを示す審査書の案を取りまとめました。再稼働を認めない判断は、2012年以降、発足して以降初めてとなりました。このように、高い独立性を有することがしっかり証明されてますので、原発に関することは、原子力規制委員会の判断に委ねることが望ましいと思いますので、この陳情に対しては不採択とさせていただきます。

**○稲田委員長** 次に、岡田委員。

**○岡田委員** 私も採択をしない、不採択を主張したいと思います。

もともとというか、ずっと話が出てますけれども、あくまでも原子力規制委員会の新規制基準に適合すると認めない限りは、原発の再稼働は認められることはないということですので、様々な新しい知見が出てきたものに対して、当然重いものもあれば軽いものもある、いろんな判断を原子力規制委員会のほうで専門的な知見を基にしておられるというふうに思いますので、私はそこを当然ですけれども最大限尊重したい。なお、この再稼働の了解を一旦撤回することを求めるということ、これ先ほども申し上げましたけれども、中国電力の職員さんが大変な努力をされて、この規制委員会の基準をクリアするために、努力してその基準をクリアしてきた。それに対して、当然いろんなことが起これば、再稼働の了解を撤回してほしいっていう気持ちは分かりますけれども、私は今回のこの理由をもってして、再稼働の了解、一旦撤回をするということを求めるというようなことに対しては、到底賛同することはできませんので、不採択を主張したいと思います。

**○稲田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第74号、能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に対して、国と中国電力への再度の照会と、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

**○稲田委員長** 賛成少数であります。よって、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第74号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○稲田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

後藤様、本日はお越しいただきありがとうございます。後藤様は御退席ください。

〔参考人は席を移動〕

○**稲田委員長** ここで休憩に入りたいと思いますが、再開を午後1時としますが、よろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

**午後0時15分 休憩**

**午後1時00分 再開**

○**稲田委員長** 再開します。

続いて、当局より1件の報告があります。

能登半島地震を踏まえた、島根原子力発電所の安全対策等に係る中国電力及び国への照会に対する回答について（報告）、当局からの説明を求めます。

田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** それでは、能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策等に係る中国電力及び国への照会に対する回答について報告をさせていただきます。

資料のほうは今、飛んだかと思えます。まず、概要でございますが、令和6年能登半島地震を踏まえまして、島根原子力発電所が行っております安全対策等に関する事項につきまして、中国電力及び国へ照会を行い、回答を得たものであります。

経過につきましては、枠書きで示しております。4月の4日と5日にかけて、中国電力並びに国、国には原子力規制委員会、内閣府原子力防災担当、経済産業省が含まれます。こちらに照会をかけております。これに関する日程につきまして以下続いております。7月20日土曜日、原子力規制委員会並びに内閣府との意見交換がございました。なお、項目の後の丸番号につきましては、後段の各項目に対応した番号でございます。8月9日、第2回鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議におきまして、照会内容に対する回答がございました。あわせて中国電力から安全対策工事のほう、ほぼ完了したということを受けまして、3首長による原発視察の意向が示され、また、回答につきまして、鳥取県原子力安全顧問会議で確認する方針が決まったというところでございます。同月20日、第2回鳥取県原子力安全顧問会議が開かれました。28日には、本市の原子力発電所環境安全対策協議会委員によります原発視察を実施しております。9月に入りまして8日、鳥取県、米子市、境港市、3首長によりまして、原発視察を行っております。9日、第3回鳥取県原子力安全顧問会議並びに鳥取県原子力安全対策合同会議が開かれました。こちらの合同会議には、本市の安対協の委員の皆さんに御出席をいただいております。

この場におきまして、照会に対する回答につきましては、安全顧問会議のほうから妥当との判断があったというところでございます。

各項目、要点のみ御説明いたします。

1 ページ下段、①原子力規制委員会との意見交換でございます。こちらは、2県6市の首長が参加をいたしまして、規制委員会と意見交換を行いました。規制委員会からは、現在のところ能登半島地震から規制に反映すべき新たな知見がないと。現行の審査基準で適切な審査ができてることなどの発言がございました。同日行われました、内閣府原子力防災との意見交換、こちらでも2県6市の首長が参加をいたしまして、内閣府からは島根地域の緊急時対応につきまして、複合災害を想定しており、この緊急時対応が原子力災害対策指針等に照らして、具体的、合理的であることは何ら変わるものではないと。また、

能登半島地震におけます被災状況の調査の結果、住民の避難ルートは迂回路の併用などにより通行可能であったと考えられるといった旨の発言がありました。

続いて、2 ページ目に移ります。②令和6年度第2回鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議。こちらは、鳥取県知事、本市の市長、境港市長、また経済産業省、中国電力から御出席がありました。概要についてですが、国及び中国電力からの回答がございまして、本日の資料の添付1から5として、資料のほうをつけさせていただいております。なお、回答につきましては、添付1から4、照会内容いわゆる質問の内容について添付5としてつけさせていただいております。そこにおきまして、原子力規制委員会では、現時点で規制に反映させるべき新知見はなく、審査結果の見直しは必要ないもの。内閣府からは、島根地域の緊急時対応は複合災害を想定して作成されており、現時点での見直しは不要であること。経済産業省からは、原子力事業者に対しては安全性向上に向けて不断に取り組むよう指導すること。中国電力からは、安全性の向上に終わりが無いという考えの下、自主的な改善を図っていくことなどの報告がありました。知事からは疑問に対する一定の回答が得られ、誠実に回答いただいたことを評価する旨、また、回答の妥当性を精査するため専門家である原子力安全顧問の意見を聞くという御発言がありました。ポツにつきましては、発言の内容ではなくて、この会議の中で確認をされたことです。3首長による現地視察、また、安全顧問会議での確認ですとか視察の方針が示されたというところがございます。

③第2回原子力安全顧問会議、こちらは鳥取県の原子力安全顧問会議に加えまして内閣府、経済産業省、中国電力も参加をされて会議が開催されました。顧問からは、各回答について適切な内容であったということ、緊急時の情報発信について正確かつ迅速に行うよう留意してもらいたいといったこと、また、島根原子力発電所の基準地震動及び基準津波の評価に影響することはなく、見直しの必要はないといったこと、また、原子力安全顧問が現地視察をする方針を決定したということが座長から御発言がありました。また、特定重大事故等の対処施設においては、必要となる冷却用の水源をしっかりと確保しているということを確認されたということが報告されました。

続いて3 ページ目でございます。④、⑤につきましては、それぞれ米子市原子力発電所環境安全対策協議会委員による原発視察並びに鳥取県、米子市、境港市3首長による原発視察が行われた旨を記載しております。⑥第3回原子力安全顧問会議、9月9日に実施をされまして、この場におきまして鳥取県原子力安全顧問から回答に対する意見、いわゆる確認した内容について協議が行われたというものでございます。顧問からは回答が妥当であることすとか、新規制基準に基づく原子力規制委員会による審査結果が妥当であること、また、今後も中国電力には安全性向上に向けた不断の取組が必要であって、また、住民等への説明と積極的な情報公開を行うことを求めるといったことが報告されたものでございます。

続いて4 ページ目、⑦鳥取県原子力安全対策合同会議です。こちらには本市並びに境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の委員の皆様、また、内閣府、経済産業省、原子力規制庁、中国電力から説明に、また、鳥取県原子力安全顧問の方も御出席をされました。

概要でございますが、国、中国電力から照会に対する回答の内容について説明がありました。また、原子力安全顧問からは、安全対策に係る確認結果の報告がありました。その

内容につきましては添付6としてつけさせていただきます。

また、当日、知事から意見を反映させながら課題に向き合いたいといった旨の発言がございました。後日、添付7としてつけさせていただきますが、意見を求めるといった文章が到着しております。当日は委員の皆さんからいろいろ御発言がありました。ピックアップしたものでございますが、例えば地震の震源断層の連動に関しましては、断層があることを分かっていたが、連動に関しては評価をする前であったと、宍道断層については評価が終わっているといったことが規制庁から回答がありました。また、地震が起こった際の海岸線隆起について、中国電力は隆起についてはほとんど起こり得ないと評価しているようですが、大きな隆起が発生した場合でも対応できるよう訓練を実施していくという旨の回答がありました。また、避難計画に関しまして、内閣府のほうですが、代替経路を早く探して避難の方策を考えるなど、また国を挙げて避難を支援していく考えであるといった旨の回答がありました。

このほかにも主に断層に関する内容の質問等がありまして、当日約25分ぐらいだったでしょうか、時間も延長されて発言を求められておりましたが、時間が切れた方、質問できなかった方については当日配布された用紙によって質問ができるということになっておりまして、こちらについては都道府県が集約をし、後日ホームページで回答を公表予定ということで伺っております。

以上を踏まえまして、今回、令和6年能登半島地震を踏まえました島根原子力発電所2号機の安全対策について中国電力及び国への照会を行い、添付のとおりのお返事を得たところでございます。回答につきましては、専門家であります鳥取県原子力安全顧問の専門的観点から確認が行われました結果、回答並びに原子力規制委員会による審査結果は妥当であるといったことが示されました。現時点で審査結果や緊急時対応の見直し等の必要がないということを確認することができました。島根原子力発電所2号機につきましては、新規制基準に適合したことを受けまして本市では既に再稼働に同意といった意見を出しておりますが、今回のやり取りを踏まえましても現時点において本市の意見を変更する必要がないということを確認したものであります。

なお、中国電力には引き続き安全性の向上に向けた不断の取組を求めるとともに、国に対して安全確保されるよう適切な措置について要望していくということが現時点での本市の認識でございます。以上です。

**○稲田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。ございますか。

又野委員。

**○又野委員** 最後のところで、本市の認識としては意見を変更する必要がないということでしたけれども、その前の3ページのところの第3回原子力安全顧問会議のところの下で、中電には安全を第一義として原子力安全文化の醸成に努め、住民等への分かりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求めるとあります。住民等への分かりやすい説明っていうのは住民説明会だと思っていいいんでしょうか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 様々な手法はあろうかというふうに思います。以上です。

**○稲田委員長** 又野委員。

○又野委員 住民説明会を例えば中電さんがされる予定とか、米子市として求める予定とかそういうのはないんでしょうか。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 現時点でそういった情報については把握しておりません。以上です。

○稲田委員長 又野委員。

○又野委員 米子市としてはどうなんでしょう。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 現時点でその予定はございません。以上です。

○稲田委員長 又野委員。

○又野委員 この顧問会議のこのことについてはどのように捉えておられるんです。今でしたら中電その予定はない、米子市も求める予定はない、これに全く答えてないことになると思うんですけども。

○稲田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 この内容につきましては、当然の話でございまして、電気事業者としても安全第一にしていく、住民に分かりやすく説明するということは当然のこととさせていただきますので、当然の御意見だと思っております。住民に対する分かりやすい説明などにつきましては、中国電力において責任を持って対応すべき問題だと考えております。

○稲田委員長 又野委員。

○又野委員 その中国電力がまだその予定がないということについてはどうお考えでしょうか。

○稲田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 現時点で予定がないというだけで適切な時期に適切な対応をされると考えております。

○稲田委員長 又野委員。

○又野委員 それは確認はされないんでしょうか。やはりこのように顧問の方々も言われている以上、市としてもちゃんと把握をして、もし遅いようであれば積極的に要請しなければならないと考えますけれども。

○稲田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 現時点で要請をする考えはございませんけれども、何度も同じこととなりますけれども、やはり中国電力さん、事業者として適切に対応されるべきだと考えております。

○稲田委員長 又野委員。

○又野委員 速やかにしてほしいということはないんでしょうか。

○稲田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 時期につきましては、中国電力で判断をされることと考えております。

○稲田委員長 又野委員。

○又野委員 速やかでもなくていいということですか、それは。

○稲田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 速やかかどうかという判断はそれぞれ違うと思っておりますけれども、それ

も含めまして中国電力で判断をされるべきことだと考えております。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 住民等への分かりやすい説明ってことは、やっぱり米子市市民に対して米子市としては考えるべきだと思います。市民に対しての責任をやっぱり負う立場としては、やはり速やかに説明してほしいっていうのは、もし、すぐすぐ説明されることが分かっているといいですけども、それが分かってない以上、やはりすぐに説明してほしいというのは当然、要請すべきだと私は考えます。先ほども午前中でも申し上げましたけれども、鳥取県知事もそうですし、境港市長もそうですし、島根県知事もそうだったように住民への説明っていうのをやっぱり重視をしとられるんですよね。それ考えると、なぜもっとはっきりと住民への説明をしてほしいっていうふうに米子市が言われないのかっていうのが非常に私としては、何ていうんですかね、疑問に思っているところですので、住民の皆さん、全国的にですけども、能登半島地震を受けてやはり様々な不安、疑問とかが出てきたから県と境港市、米子市で申入れというか、照会を出されたわけですので、それ考えるとその回答について自治体として把握とか、議会として把握するだけではなく、社会全体としてやっぱり、市民全体としてやっぱりそこら辺が不安になったっていうことを感じての要請だったと思うので、住民への説明なしにやっぱりこのような結論を出すっていうのは私はやってはならないことなのではないかなとっております。ですので、きちんと住民説明会、開いて、住民の方々が不安が解消できるようにしてからでなければ、この本市の認識っていうのを、例えば最後のほうに県知事からの依頼があったんですけども、これについて回答すべきではないと考えております。

それと、今、特別委員会ですけども、やはり全員協議会で議員の皆さんの意見も聞くっていうのも必要だと思いますけれども、全員協議会についての開催とかはどのように考えておられますでしょうか。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 全員協議会での説明をとということでございますけれども、今回、特別委員会に報告をさせていただいております。原子力発電に係ります諸問題、基本的にはこちらの原子力に係る特別委員会への報告というのを基本としております。今回、報告をさせていただいた案件、スタートになり、スタートというとあれですけども、なりますのが令和4年3月の本市におけます2号機の再稼働同意、これは当然、議員の皆様にも御議論いただいて報告をさせていただいて決めさせていただきました。そのときは全員協議会での説明等々をしております。じゃあ、何が違うのかということですけども、やはり全員協議会に当局として諮らせていただきたいと思いますのは、市の方針でありますとか、決定ですね、それをします際に議会の御意見を聞きたいというときにつけさせていただいております。今回の案件はそういった議論を経て出た決定、同意を再稼働の同意という案件に対して今回1月1日に能登で地震が起こりましたんで、いろいろな疑義があったりっていう声も聞きます。本当にそれが決定した内容は大丈夫なのか、突き詰めますと大本にあります新規制基準ですね、これが2号機が適合したということで再稼働合意をしております。その新規制基準というのは、今回の地震を踏まえても大丈夫なのかというようなことも含めて今回、照会をかけまして、結論は先ほど説明させていただきましたとおり、問題ないよということでございました。それによりまして以前、決定いただいた内容が変更

なく、このまま市の考えとして継続をさせていただきますという報告でございますので、改めて何か新しい決定、これが例えば決定を白紙に戻さないといけないというような、そういう案件であれば当然、全員協議会等をさせていただくことになると思うんですけども、今回は以前の決定について問題がないので、内容としてはこのまま行かせていただきますという報告でございますので、基本的な考えのとおり特別委員会のほうに報告をさせていただいたという次第でございます。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 変更がないっていうのは今ので分かるんですけども、変更がなくていいのかどうなのかっていうところもやっぱり議会で議論を経た上で、それも踏まえてになるかと思うんですけども、きちんと鳥取県知事さんからですよ、米子市の意見を聞かせてほしいということは変更があるかもしれないし、それは分からない状態でこれは依頼であると思いますので、そこら辺、変更がないから全員協議会にかけないということとはちょっと違うと思うんですけど、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** この内容、議事の重たい軽い、大きい小さいっていう単にその言葉だけだと評価しにくいんですけども、今回の案件につきましては、いわゆる決定を既にしている内容を変更をせずにそのまま行くよということでの報告、いわゆるこのまま行きますという報告でございます。そもそも原子炉に関わります問題等々、全てそうしたら全員協議会にかけるかというところではございません。内容によってやはり私どもが全議員に聞かないといけないと思う議案ですと開催をお願いしたりをします。その中で今回は、何回も申し上げますけれども、以前、皆様の議論をいただいて決定をした内容をそのままいきたいという報告でございますので、この特別委員会、条例に基づいて議会に設置していただいております委員会でございます。こういった諸問題を討論するための委員会でございますので、この委員会に報告をさせていただいたということでございます。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** この委員会で報告するのをそれを否定するわけではないんですけども、やはりこれ、もしかしたら変更もされるかもしれないということで、やはりこういう国や中国電力に対しての回答によってはそういう可能性もあるものだったと思うんですよ。それ考えると、単純に変更がないからじゃなくって、また新たにこの能登半島地震を踏まえてのことがあったわけですし、今も議員の中でもいろいろ能登半島地震を踏まえてのいろんな議論がされていることを考えると、以前の判断とはまた違う判断をされる可能性もあるっていうことを考えると、本当だったら全員協議会でも報告されて、いろんな意見を聞くべきだと思いますので、私としては全員協議会をぜひとも開いていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○**稲田委員長** ほか、ございますか。

土光委員。

○**土光委員** 資料の……。

○**稲田委員長** 土光委員、マイクを。

○**土光委員** 資料の4ページのことでまずちょっと確認をします。この本市の認識というところなんですけど、2つ目の丸で回答について安全顧問の専門的な確認、これが括弧で書

かかれている回答並びに原子力規制委員会による審査結果は妥当である。これは安全顧問が妥当であるという判断をしたという、これはそういう事実なんですね、ということがあって、現時点で審査結果や緊急時対応の見直し等の必要がないと確認した。これは米子市が確認したんですね。そう理解していいですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** はい。そのとおりです。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ということは、米子市ももちろん回答内容そのものとか、それから顧問会議の議論とか、そういった内容を一通り見て、それで結論を出していると、顧問会議は。それは米子市としてもそれは妥当なもの、受け入れられるものというふうに米子市が判断をしているということですね。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 専門的観点から評価をされました顧問会議の回答につきまして、本市においても同意に妥当なものであるというふうに認識しております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** じゃあ、それを前提にちょっと質問をしていきます。まず1ページ、資料の1ページに関して、これ7月20日の規制委員会との意見交換、それから同じ日、内閣府との意見交換、これで概要をまとめていますが、まず①の規制委員会との意見交換、概要で3行にわたって書いています。このときのやり取りで避難計画に関してかなりいろいろやり取りがあったと思うのですが、それは概要には記載されていない。私は何でかなと思うんだけど、避難計画に関してどういうやり取りがあったかとか、概要ということで簡単に答弁することはできますか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 子細にお答えはできかねますが、添付の1で規制委員会からの御回答をいただいておりますので、そこに掲載されている内容がほぼ概要であると言ってよろしいのではないかとこのように認識しております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 添付の1は7月20日の議論を受けてこれを文章でということなんだけど、例えば7月20日、これ議事録は出ていますが、屋内退避に関して規制委員会は検討中だというふうに言ってると思います、検討中だと。これはちょっと陳情の審議のときも引用したのですが、その中で規制委員会、検討中で結論を出すと、まだ結論が出ていない状態、今も出ていない状態だと思います。その結論を出すに当たって単に結論で問題ないよとかそういうことだけでは、問題ないとしたら問題、全て結論だけではなくて、どういう議論があったかもちゃんと示す、どういう判断になったか示す、そういうふうに言ってますよね。この辺は私は規制委員会の考え方としてちょっと落とせない考え方だと思うのですが、それをなぜ記載しないのかというところが疑問です。当然そこも記載すべきではないですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 議事録、私も拝見しておりますが、非常に膨大なものであります。概要につきましては、当日、行われた議論の要点を絞ってこちらに記載しております。



そういった避難計画に関する事、屋内退避に関する議論があったということも承知しておりますが、そちらのことにつきましては、そういったことに比しましてこちらの概要を記載してある内容のほうが重要と考えましたので、こういった記載をしております。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** これ、どちらかを選択ではなくて、とにかく規制委員会の見解として屋内退避の在り方、検討をしていると、検討チームを実際、今されてます、検討チームで検討していると。そういう段階だというのは私は非常に落とせないところで、だから、今、書いているのこれやめて、そっちだけ書けと言ってるんじゃないくて、そのこともちゃんと記載しないと私はこの概要の書き方として非常に不十分というか、そこを落とすというのはちょっと私は正確な報告にはなっていないと思いますが、いかがですか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 資料の記載についての御意見は承りましたが、先ほど申し上げたとおり、先ほど議員のほうも言われましたけれども、当日のやり取りを踏まえまして添付1のとおり御回答いただいております。資料で言えば10ページのところに屋内退避に関する回答ということで示されておりますので、そちらのほうをお読み取りいただければと存じます。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 20日に関しては、そこを落としていると、私はちょっと重要な視点が落ちているというふうに思っています。

それから、7月、今度は内閣府との意見交換の概要に関して、これも1ページの一番最後ですが、住民の避難ルートは迂回路の併用などにより通行可能であったと考えられる。そういった報告は内閣府からあったんですか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** こちらのほうの内閣府の回答におきまして能登半島地震に係る志賀地域の被災状況の調査結果の報告というのが行われました。そのくだりの中で住民の避難ルートについて迂回路の併用などにより通行可能であったと考えられるといった旨、発言があったものと承知しております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** この1ページ目の最後でも迂回路の併用などにより通行可能であった、つまり様々な道路の損傷、それはあったけど、結果的に後で調べてみると住民は迂回路を使えば避難できないような、そういうことはなかったと、これ読み取れるんですが、そういうふうに内閣府は言ったということですか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 発言の一言一句までは記録しておりませんが、そういった趣旨での御発言だったというふうに認識しております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** そういった趣旨というのは何を言ってるのか分からないけど、これ内閣府が当日、このときの説明は、道路の損傷で迂回路がない、そういったところ、これ地図を示して説明していたと思います。4か所あったと言ってますよね、4か所。ただし、そのう

ちの2か所は、能登半島地震は1日ですが、2日で解消している。4か所、迂回路が見つけれずに避難できないような状況が起きていた。ただし、2か所は翌日には復旧している。これも普通に道路が通れるようになったわけじゃなくて、緊急車両とか住民は何とか通れる状態まで復旧していた。でも、残りの2か所に関しては、これが通れるようになったのはかなり後ですよ。この文章を読むとそういった迂回路がないようなことはなかったみたいに読めます。内閣府はそう言ってないですよ。そこは正確に書くべきじゃないですか。この文章はそういうふうに読めてしまって、これはミスリードだと思いますが、いかがですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 資料作成上の御指摘として受け止めさせていただきます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、どういう意味ですか、ここ修正すべきでしょう。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** こちら概要につきましては、当方はそのときの会議の内容を踏まえて、後は議事録を踏まえての理解で書いておるものでございます。もし、これで100%誤りだよということであれば訂正する必要があるかと思いますが、あくまでも解釈の段階でこういう解釈でいっているというところでの表現でございますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** まず、この資料、1ページの最後、迂回路の併用などにより通行可能であったと考えられる。これは、迂回路が見つからなかった、そういうところはなかったと読めますよね、これは。そういう文章ですよ、それは。明らかに事実と異なるんですよ、今言いました。だから修正が必要じゃないんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** ちょっと内容を改めまして確認してからお答えのほうさせていただきます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** はい、確認してください。これ事実関係は今言ったように、4か所は通行不能だった。ただし2か所は翌日には復旧した。だから、避難には多分、障害がない状況だったという判断。ただし、残りの2か所はすぐには復旧していないですからね。それをこういう文章で表現するのは、私は明らかに間違いだと思いますので、事実関係、確認して、私の言ってることは基本的にそうだとしたら、これは修正をすべきだと思います。そういうふうに対応をお願いします。

続けていいですか。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから、これ米子市としては安全顧問の議論、評価、それが妥当なものだとして、それを見直しが必要がないというふうに判断したということですよ。これに関してじゃあ、安全顧問はどういうふうな議論をしたということを確認したいのですが、これはね、この今日の資料の安全顧問の意見、これページでいけば25、26、この辺の結果を米子市は妥当だと判断して、見直す必要はないという判断をしたということですから、

この中でお聞きします。

一つは、これ安全顧問は、26ページ、これ午前中で話も繰り返し出ているのですが、宍道断層と鳥取沖西部断層、連動しないことが十分に確認されているというふうに安全顧問はまとめているんですね。これの根拠は、島根原発の規制基準の審査のときに十分調査をして、議論を尽くされて、そのときの判断、そうしたからそうだとということだけど、これ何度も言ったように、午前中も言いましたけど、これ今回の県、米子市の質問は、そのとき十分それなりにちゃんとそれなりに調査をして、議論をして、規制委員会も含めて連動しないという結論を出したことに、それは分かったと、それは了解していると。でも、実際、能登半島地震で20キロ離れたところは連動したと、それに関して妥当かどうかというのを聞いてるんです。この安全顧問はそれに対してどこでその回答をちゃんと説明していると理解していますか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** こちらどもの解釈になるかもしれませんが、規制委員会のほうで、これ6ページになりますけれども、新規制基準審査において連動については様々な調査結果を基に連動して活動するものではないということを確認していると、これ規制庁の回答です。かつその前段としましてこれまで把握できている情報からは、直ちに規制に反映すべき新たな知見は得られておりませんということになっております。後段になりますが、このように審査では敷地周辺の断層の連動に関する評価を厳正に行っており、今回の地震を受けて審査結果を見直す必要があるとは考えておりませんということがございますので、こちらに関連いたしまして顧問のほうで審議をされたものというふうに認識をしております。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 顧問の役割は、国からの回答を専門的な見地から検討して、それでいいか悪いか。だから、6ページはこれは国の見解ですよ。それがそういう見方、そういう回答が妥当かどうかというのが安全顧問でやりますよね。安全顧問はこれに関してどんな議論をして、これでいいというふうになったんですか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** すみません、今、手元に当日どういった議論をされたかといったような資料のほうを持ち合わせておりませんので、手持ちの資料の中からお答えさせていただきますが、先ほど申し上げたとおり、今回、顧問会議において検討されましたのは、照会に対する回答、これに関する評価でございますので、まずはこの規制庁からの回答に対して検討されたものというふうに思います。その内容の詳細につきまして、すみません、今、手元に資料等ございませんので、詳しくお答えできません。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** これ後ほどそういった顧問のどういう議論を経て当時の判断が今でも有効かどうかというのを安全顧問が判断したか、そういった資料、多分やり取りとか使われた資料、それを示していただけませんか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** それは、すみません、ちょっともう一回お願いできますか。

**○土光委員** つまり。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私がその手持ちの資料がないと言ったからだったけど、改めて言うと、規制委員会は6ページの資料にあるように、これ書いてることは3月27日の技術検討会、この時点ではまだ新たな知見はない、反映すべき知見はない、3月27日の時点を示しています。その後は、2号機の新規制基準の審査の段階で調査もした、議論もした、連動することもないというふうにした、それを言ってるだけですよね。それをもって能登半島地震を経て20キロ離れている断層が連動してるというふうに思われる。これは何でか、つまり当時のこの考え方が有効かどうかというのを顧問会議で議論して、結果としては見直す必要がないというふうになったというふうを受け取れます。だから、顧問会議の中でその辺の連動の問題に関して過去は連動しないと判断した。能登半島地震の事象を見てそれが今でも有効かどうか、これは知事がそういうふう聞いてます。その辺の議論をどういうふうにされたかということに関しての顧問会議の資料ということです。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** それが顧問会議での資料と本市で入手できるもの、もしくはできたものについては御提供させていただきます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 米子市は顧問会議の議論を経て、それでこれが妥当だと判断したんでしょう。だから、とにかく資料を出してください。米子市はこういう議論をされたから、それが妥当だと判断したというふうな元になる資料を出してください。

それから、もう一つがこれ26ページ、避難計画に関してです。顧問会議の見解は、(2)番、鳥取県の避難計画の実効性、ここでアでこう書いてます、鳥取県の避難計画は能登半島地震を踏まえても実効性のある計画となっていることを確認した。顧問会議は実効性があると言ってるんです。これめったになかなか、例えば国は実効性ある計画、言ってないです。でも、顧問会議はいろいろ議論を経て、実効性のある計画だというふうに確認をした、判断したということですよ。これどこでどんな議論があって、こういう判断に至ったんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 議論の中身につきましては、詳細には把握をしておりません。中身につきましては、それぞれ専門的な立場で御議論をいただいたものの結論が出ていると思います。その結論で今回のような意見が出されたということで、その意見に基づいて我々は判断をしたということでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** つまり米子市は、顧問会議の議論の中身とかそういったことではなくて、結論が出た、その結論をもうそのまま受け入れた。別な言い方すると、結論をそのままうのみにして、だから米子市もそれで大丈夫だと判断するそういうことなんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 丸々うのみという表現がちょっとなかなか理解ができないところでございますけれども、あくまでも国の判断といいますか、それぞれ省庁から回答が来ております。回答の内容につきましては、当然、私らが読んでも分かる内容で書いてあるんですけれども、当然、議論の中身というのは専門性が非常に高いものでございます。その回

答からは読み取れない部分というのも多数ございます。そういった部分を含めて県の顧問会議で議論をいただいて、こう書いてある内容は妥当であるよという結論をいただいた。その結論について私どもはじゃあ、それを参考に市の考えをやっていきますということで使わせていただくといいですか、判断の材料とさせていただいたというところでございます。当然いろいろ御指摘ございますけれども、専門家の中には考え方というのは非常に幅が広くて、一番偏った考え方から反対に偏った考え方、真ん中の考え方おられます。じゃあ、我々は何を基に考えていけばいいのかといいますと、やはり国が設置をしました機関、そこでの審査というのが一番だと思います。ただ、繰り返しになりますけど、その審査の内容というのは私どもなかなか理解ができませんので、そのために鳥取県が地域の地形や生活に理解の深い顧問会議を設置して、そこで改めてチェックをしていただいた。それを踏まえてもおかつ妥当だよという結論であれば、その結論は素直に受け止めるべきだと考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 顧問会議は実効性のある計画だと言ってるんですよね。例えば今回、国、中電から回答が来て、照会に対して、国の見解としてこの鳥取県の避難計画、実効性のある計画というふうにとっかで言っていましたか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 実効性という単語は記憶しておりませんが、あくまでも顧問会議の判断として実効性という言葉が使われたんだと思います。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そうですよ、これ顧問会議の判断ですよ。だから、当然こう判断するためには、それなりの議論をして出たと思います。じゃあ、顧問会議、どこでこういう議論をして判断したか、これ1ページ目で経過、書いてますよね、経過。回答が返ってきたから顧問会議は第2回、第3回、2回開かれていますよね。第3回、9月9日の安全顧問会議、これはこのまとめがもう文書で出ていたので、この段階ではもうこれ以前に顧問会議の見解、案の形で出ていたと思います。そうすると、第2回、8月の20日の第2回の顧問会議、ここで議論をされているのではないかと思います。この中で避難計画に関して、これ松本防災安全監もこれ参加、ウェブで参加していたと。ですよ。避難計画に関してこの8月20日の顧問会議でどういうやり取り、委員はどういう質問とか、そういったどういうやり取りがあったんですか。それで実効性の判断になるような、判断に至るようなどういうやり取りがあったんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 申し訳ございません、顧問会議も何度か会議にオブザーバーとして参加をさせていただいておりますので、具体的にどの会議でどの会話がされたかというところは明確に覚えておりません。詳細に我々が確認をする場合は議事録の確認であったりとかということになりますので、今、そのときにこういった議論かという御質問に対しては、申し訳ございません、明確に回答はできません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** この8月20日の議事録、出ていますか。米子市は担当が持っていますか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** この日の議事録はたしか出ておりませんので、こちらの手引き回答だったかと思えます。なお、この日の顧問会議につきましては、主に中国電力、国からの説明をまず顧問の方に聞いていただくという趣旨の会議であったというふうに記録をしております。それを踏まえまして第3回の顧問会議となるわけですけれども、具体的な議論というものがこの顧問会議の場でどこまで行われたのか、もしくはその後、各自専門的な領域に持ち帰りをされまして、回答というものにすり合わせをしていかれたのかということについては、詳細についてはこちら承知しておりません。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、私が言いたいのは、顧問会議で実効性があると結論を出している。それを顧問会議の結論だからそれはそれなりに受け止めれば、重くでもいいですわ、受け止めればいいけど、うのみにするべきではないです。米子市は米子市の判断として中でどういう議論があってそういう結論に至ったか、それが妥当だというふうにある程度そこは確認したからじゃあ、顧問会議の結論を米子市としても受入れを、そうなるべきだと私は思うんですよ。実効性があるというふうに言うというのは非常に重たいことです。顧問会議が実効性があると言ってるんですよ。どこでそういう判断したか、これスケジュール見ると8月20日でしか考えられない。別個のところで議論をしてるんだったらそれはまた示してほしいんですが。そのときにそういった避難計画に関してこうこうこうだから実効性があるよねみたいな議論はされた形跡がなかなかないんです。一つは顧問会議の避難計画に関しての専門家いますか。

**○田中防災安全課長** すみません、御質問。

**○土光委員** 質問です。その辺は認識してますか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 避難計画という個別のものについての専門家はおられないと思いますが、1点、今、顧問会議の回答を丸々、本市がこう言ってるんだからということでの御発言をいただいておりますけれども、本市の認識のところを御覧いただきますとわかりますように、本市において避難計画のこと、ここには触れておりません。避難計画につきましては各自自治体で作成をして、訓練等を通じてその進化を図っていくものというふうに承知をしております。今回、照会をし回答があったものにつきましては、主に原子力発電における安全対策工事ですとか、その環境的なものについての照会をし、回答いただいた、その中には安全対策の一環として避難計画についても触れていただいておりますが、本市の認識としてはそういった島根原子力発電所自体の安全対策工事等に関わるものが能登半島地震を受けても現時点においては直ちに修正する内容はないということを確認しましたので、変わらぬ意見であるということを確認したものであります。したがって、避難計画につきましては、引き続き本市において、いわゆる実効性云々というところについては取組を進めていくべきものだというふうに認識しております。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** この4番で本市の認識、白丸4つありますよね。まず最初に言ってるのは、県とか両市が照会して回答を得たと。この中には、避難計画の実効性に関して質問していますよね。だから、この添付1からの回答は避難計画に関してこのままでいいのか、そういったことも回答に含まれていますよね。その回答を顧問会議は妥当だと判断したんです

よね。だから、避難計画が入ってないというのはそれは違うでしょう。回答を顧問会議は妥当だと判断した、この回答の中には避難計画に関して様々なやり取りがあった、妥当だとした。顧問会議は妥当だとした表現として、鳥取県の避難計画は実効性があると判断している。そうですね。だから、顧問会議は避難計画のことは全然触れてないとか、議論をしなくていいと言ったと、しなくていいとは言っていないけど、議論の範疇外というふうに言うのはそれはちょっとおかしいでしょ。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 避難計画について全く問題外であるというような趣旨の発言ではありません。当然、質問の内容としてありますし、回答もいただいております。ただ、顧問会議のほうで実効性があるという表現で今回、文書は頂いておるわけですがけれども、それをもって本市のほうに今ある避難計画についてももう全く何もしなくていいんだということではなくて、訓練等を通じて進化を続けていくというこの姿勢には全く変わりはありません。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、そういうことは私は言ってません。顧問会議の見解、計画は実効性があると結論を出してる、米子市はそれを受け入れるということで、じゃあ、顧問会議はどういう議論を経て、どういう根拠で実効性がある。これ国とか中国電力さえ言わない言葉です。それはどういう議論を経てそう判断したか、それは当然、知った上でこれを受け入れるべきだと私は思うんですが、元に戻りますと、8月20日のこれ議論したとするとこの日しか考えられないです。顧問会議で避難計画の専門家も、専門家は何か知らんけど、一応事前にいろいろ言われてるのは、避難計画に関しての専門家というふうにされているのは梅本さんという方です。そういうふうに説明を聞いてます。避難計画に関して見てもらうと。8月20日のとき、これは改めて議事録いずれ出るでしょうから、確認してほしいんですが、8月20日のやり取りでこの梅本さんは全く発言をしていないはずで、発言ないはずで。だから、この辺ちょっと顧問会議の結論をよしとするみたいな本市の認識があるけど、もう少し顧問会議で何が議論された、それは何が議論されたかを知ることが、市民に対して何で自分たちはそう判断したか説明することにつながると思うんですよ。そこを全くよく分からない状態で専門家の出した結論だからというふうに、それをあまり中身を吟味しないで本市の認識ということで確定するのは私はおかしいと思います。これ改めていずれ議事録出るとは思いますけど、これは顧問会議に直接聞いてもいいでしょう。実効性というふうに確認したというのはどういう議論か、どういう根拠に基づいたか、それを確認してから最終的に本市の見解というのを確定してもらえませんか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** ちょっと議論云々というところでしたので、そちらにちょっと引っ張られておりましたけれども、この26ページの資料を、すみません、私なりに素直に読めば実効性のある計画となっていることを確認した、この表現の是非はあるかもしれませんが、その下の括弧ア、イとあります、主にこの点をもって実効性のある計画となっていることを確認したという表記ではないかなというふうに私のほうでは読み取れますので、そういった認識においてその表現の是非はあるかと思っておりますけれども、顧問会議としては実効性のある計画、いわゆるそういった表現で確認をされたものというふうに承知してお

ります。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だからこのまとめの文章だけでも読み取る云々じゃなくて、実際にどういう議論がされたか、それをちゃんと確認して、ここのまとめが妥当性があるかどうか、そういう判断をしていただきたいと言ってるんです。そういう過程を経て最終的に本市の見解というか、それを確定していただきたいんですが。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** その議論の中身ということでございますけれども、中身については私ども把握はできれば一番いいんですけれども、実際問題としてはできないと思っております。まず最初に国の回答につきましても、どういった議論があってああいう結論になったかというところは詳細には把握はできておりません。こういう議論をして結論が出ましたよと。ただ、その内容が結論しかないのだから分りにくいので、この内容は正しいですかということで県の顧問会議に見ていただいて、県の顧問会議でも多くの会議ございましたけれども、当然、各委員の中ではいろいろ独自でやられたりそういうのも含まれていると思います。そういうところまでは把握しておりませんし、そういうのを最終的に委員が集まられて委員会としての、顧問会議としての意見として添えておられますので、それはもう私どもはその意見を信用して動いていくということでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、議論の中身は確認できるでしょう、議事録出るんだから、資料も出るんだから。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 確認はできるかもしれませんが、それをもって我々がどう判断していくかということになると判断はできませんので、そういうために顧問会議での結論をいただいたり、最終的に、最初は国の判断をいただいて、我々では判断ができない部分っていうのを顧問会議で判断いただいたというところでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今の聞いてると、とにかく中身は置いといて、専門家と称する人たちの結論が出て、中身は自分たちは判断ができない。結論を見てそれを米子市としての認識として確定していく、そういうふう聞こえるのですが、副市長、それでいいんですか。米子市の主体性ないじゃないですか。

○**稲田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** これはたび重ねてお話ししておりますが、原子力安全あるいは原子力防災というものが極めて専門性が高い内容であります。そして内容によっては国が先見的に管理している事項、これもたくさん含まれております。したがって、国の原子力防災、原子力安全、そして防災のある意味責任においてこれは進められるべきことだと思っております。ただ、我々には我々の地域の安全安心を守るという役割がありますので、そういう役割を果たすべく、その役割に向かい合っているわけでありまして、したがって、国の見解、そして国の今、防災安全監も申し上げましたが、国の見解だけではなかなか分かりづらいところを、これはそれぞれの各分野、これもそれぞれ専門性が高い分野が集まるとるわけでありまして、ここをそれぞれの有識者、それなりの学識を有する専門家の皆さ



んに集まっていたいて、鳥取県のほうで専門家、原子力安全顧問という協議体というか、会議体といいたいしょうか、これを設けておられる。ただ、これ今、土光委員もおっしゃいましたが、それぞれ専門性が、分野がたくさん分かれておりました、その各分野分野でたくさんの先生がいらっしゃるわけではなくて、分野分野で1人とは言いませんけど、分野によっては1人といったようなもので審議がされているというふうに考えております。したがって、ある分野については例えばある先生方がある意味独任的に判断しておられる部分もあると思います。そういったものを総体として取りまとめられたのが今回の原子力安全顧問としての見解、意見だというふうに承知をしております。丸のみとか、あるいは市の主体性がないじゃないかというふうにおっしゃいますけれども、市は市として可能な範囲で主体的にこの問題に向かい合っているつもりであります。ただ、その主体性を発揮できる分野の限界というのがあるということはこれは御承知いただきたいと思っております。委員の御主張と合わない部分というのをどう説明してもなかなか御理解いただけないと思っておりますが、我々としては我々の責任の範囲において精いっぱいこの問題に向かい合って一定の答えを得た。繰り返し申し上げますが、これ1回、実は議会にもお諮りして一定の結論を得た内容であります。ただ、能登半島地震というものが起きて、それを見直す必要があるんじゃないかという、これは議会でもそういった御意見もたくさんいただきましたので、国のほうにもそのことを確認した結果、その国からの結果というのが実は全てだろうというふうに思っています。ただ、それだけでは十分じゃないじゃないかということで、従来から設けられている原子力安全顧問の意見も参考にしながら、ずっとこれまで申し上げておりました、既に判断した内容を今回の能登半島地震の発生というようなものをきっかけとして見直すということは必要ないと、これはもう国の見解でもそうありますので、その見解で我々もこの問題に向かい合っていくという判断をしているということを今、御説明しているところであります。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員、見解の相違という部分がかかなり色濃く出ております。26ページの中段(2)について当局側がそれを理解して、その後の対応はどうであったかというところを、何度も視点がどれだけ変わってるか分かりませんが、質問されておりますが、今、副市長の答弁もありました。参考には当然していると。しかし、いわゆる土光委員が言われたうのみという表現は私は少し行き過ぎではないかと思っております。これを参考にしていくという姿勢を示されましたので、私はどういいたいしょうかね、正しく理解されてるってのも変な言い方ですけども、この報告は正しいものであると、要はこの顧問、26ページの内容を指して何かそれを、見解を市が何か操作するわけでもなく、それを理解されて、この資料が作られているものと私は理解しておりますので、見解の相違という部分がある以上、どういいたいしょうかね、お互い尊重するような内容で質問をしていただきたいと思っております。

土光委員。

**○土光委員** いや、私は顧問会議が実効性のある計画というふうに評価している。総評でも実効性のある計画であることを確認して言ってるんです。じゃあ、これどういう議論を経て言ってるのか、これが全然、分からない、米子市も全然確認はしていない。今、手元の今の段階で考えられるのは、日程的には8月20日の顧問会議で議論されたのではないかと推定されます。でも、梅本さんという方は、これはもう私の分かる範囲で調べたもの

ですが、梅本さんはこの日に発言ないんですよ。だから、事実上、避難計画に関して8月20日はやり取りはないと言っているんですよ。それなのに顧問会議は実効性があるというふうに言ってるんです。それを米子市がそれでもいいんだと、顧問会議がそう言ってるからもうそれでいいんだ、専門家が言ってるからいいんだというふうに受け入れることは、これは文字どおりうのみじゃないですかという意味で私ほうのみと言ってます。だから、これももうすぐ議事録出ますから、この辺から県にも聞いてもいいでしょう。そういったこの実効性のある計画だと判断した経緯を改めてこれ報告してもらえませんか。

**○稲田委員長** まずうのみという表現は控えていただきたいと思います。県から、顧問から来た情報はそれはそうだと信用して動かれてるわけですから、うのみという行為は、多分、何も考えずそのまま目の前のものを口に入れてというような意味になっていくと思いますので、まずうのみという表現はお控えください。

それで、これ確認をされますか。単純に議事録等が出ればもう一度読んでいただいとこの部分を今どうでしょうか、見解があればお願いします。

田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** いわゆる土光委員が言われておられる協議の中身ですとか、最終的にこういった形に至った経過につきましては、本市が設置しておる委員会ではございませんので、詳細については分かりかねますが、どっかの質問の時点でお答えしましたが、本市において入手が可能であろうと思われる議事録等々、入手した場合には資料提供は当然させていただきます。以上です。

**○稲田委員長** ほかの。

土光委員。

**○土光委員** だからそれが分かるような資料提供。最初に確認しましたが、米子市もそれなりに、それなんでね、米子市も顧問会議の結論は妥当だというふうに判断して4ページの本市の認識があるわけだから、単なる資料、例えば議事録出て、それを配るだけじゃなくて、こういうやり取りから米子市はこういうふうに判断しました、それが分かるような形で資料提供というか、報告をしていただきたいと思うんですが、いいですか。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 今回の国、中国電力へのやり取りの流れの中で、我々が求めているのは、国と中国電力の回答です。その解釈という部分でどうしても限界があるということで顧問会議にも意見をいただいた。顧問会議の意見を中心に我々は考えているわけではなくて、あくまでも国、中国電力の回答を基に我々の考えを出しております。それに当たりまして、何度も繰り返しになりますけれども、県が設置しております顧問会議、こちらのほうにもその国、中国電力の回答っていうのはどうだろうということで見えていただいて妥当であるという回答でしたので、そこについては、資料等はお出ししますけれども、それを基にどのような判断をしてっていうところをお出しするというのは考えておりません。以上でございます。

**○稲田委員長** ほか、ございますか。

土光委員。

**○土光委員** だから、ちょっとどういった資料になるかもしれませんが、分かる範囲で資料提供をお願いします。

それから、これ委員長に提案をしたいんですが、これ私、重要だと思うんです。避難計画が実効性があるってめったに言わないことを顧問会議はちゃんと言っているんです。それ米子市に聞いてもどういふ議論がなされて、どういふ判断か分からない。これ委員会として顧問会議の委員を参考人として呼んでいただきたいんですが、検討していただけますか。

(「いや、必要ないと思いますよ。必要ない。ないです。」と声あり)

**○稲田委員長** 必要だという意見と、今、必要でないという意見がありますが、どういふ形でまとめましょうか。

(「諮りましょう」と声あり)

諮りますか。

**○土光委員** ちょっと必要じゃないという方は意見言ってもらえませんか。

(「・・・」と声あり)

**○稲田委員長** では、諮りますよ。必要だに対して挙手を求めますので、必要か必要でない、中間はないと思いますので、必要である方と求めますので、挙手をお願いいたします。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 委員会としてどのようなテーマで委員会を開催するのかという、会議開催の求め方というのはここで挙手して決めるものではないというふうに考えます。

**○稲田委員長** 話し合いますか。

(「無理だよ」と声あり)

(「決まらんでしょ、じゃあ」と声あり)

(「・・・却下するわけにも」と声あり)

(「じゃあ、委員長判断」と声あり)

私が見解を述べてよろしいですか。

(発言する者あり)

**○稲田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 今のやつでそれをするかしないかを採決という形で取るような今、矢田貝委員はそういう趣旨だと思いますけど、そういう問題ではないと思います。合議、合意が諮れるかどうかを基にするかしないかを判断。要するに皆さんが、ほかのこともそうですけど、ありますけど、それで賛同できるのであればそれはすればいいかもしれませんけど、賛同が得られなければ、それはその委員長判断でできることだと私は、議事運営上、思います。委員長も議長経験者なので。

**○稲田委員長** 結局、喋っていいですかね、見解。原子力安全顧問、独立した機関であります。その機関に対して我々がこのような理由で求めるというのは非常に適してないと思いますので、委員長としては呼ぶ、招致するという考えには至りません。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 独立した機関だから呼ぶのは、どういったか、適切でない。独立、つまり当然、米子市とは別個の機関ですよ。参考人というのはいろんなところから呼ぶの、独立した機関だから呼ぶのが適切でないというのはそういう理由にはならないと思うんですが。

**○稲田委員長** 違います。土光委員が求められている経緯を説明されていますけど、我々それが確認もできておりませんし、顧問が出された結果に対して疑義があるというのは土

光委員の御意見はありますけども、他の委員はあるわけではございませんので、従って先ほどの結論に至っております。以上です。

ほか、質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員** ちょっと委員長、いいですか。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、これの件に関しては質問は終わります。私の意見言います。この本市の認識に関して質問でやり取りで私は明らかになっていると思うんですが、この本市の認識の論点は、顧問会議が妥当と判断した、だから米子市もそれを、専門家の集団が議論して得た結果だからそれを受け入れて、審査結果、緊急時対応の見直し等の必要はないと確認した。でも、そこに米子市の幾ら専門家の結論だといってもどういう議論されたかそういったことは全く、あえて言います、全く中身を確認しないで結果だけを受け入れる、そういったやり方は私は市民、独立した自治体の市民の安全安心を責任を持つ米子市として私はそういうふうな考え方は異議を唱えます。この認識を私は認められません。

○**稲田委員長** 御意見ですね。

中田委員。

○**中田委員** 一言言わせといてください、意見というか。本来なら先ほど副市長からちょっと答弁の中ありましたけど、本来ならこの基準を定めている原子力規制委員会が定めた基準に適合しているかどうかに基づいて直接的に市がそれに適合しているということで判断ということでオーケーな問題だと思うんですよ、本来はね。ただ、その上で判断する際に原子力規制庁のメンバーを超えるメンバーがこの鳥取県の顧問会議にいると私は思ってませんが、その知見としても学術専門家としても。ただ、そういった我々よりも明らかに他の専門分野において知見が高い人たちの目をあえて参考的にそこに照会をかけながら、我々の米子市としての原子力規制庁の適合ということについての判断をする際の参考にしていると私は理解してるんですね。だから、その独立性というさっき話が顧問会議もありましたけど、そのジャッジに基づいてそれに米子市が従っているっていうようなことではないので、あくまでもその規制委員会の基準に適合しているかどうかは本来は私は全てだと思いますよ。それで米子市が特に反対する理由があるのかないのか、そこにこの疑義を唱える理由があるのか、部分があるのかないのかを判断している話であって、それを顧問会議を呼び出してとか、今、出たような話をあえてするような必要性がそもそも私はないと思います。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 規制庁に適合するその基準、その判断は避難計画は一切入っていません。規制庁は避難計画云々は適合性の基準で合格云々やってますけど、避難計画は一切審査していません。だから、避難計画は別個に、最終的にはこれ市の責任ですが、それがどうかというのは議論する必要があるんです。規制庁は避難計画について判断はしていません。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** あんまり長い議論になってもいけませんけれども、そのことは承知してますよ。それで、今回の判断も能登半島地震と同等な場合がもし起きたら何というもしという話が多く続いてますけども、しかも、その能登半島で起きた地震動に対して道路が壊れる

かだとか、液状化が起きるかというのは国土交通省のようところが判断する話で、強化していく話であって、そういった基礎インフラの上を前提として原子力発電所が建っていたりとか、ある一定程度の分析できる地形の上に建つとか、ということでそれに耐えられるかどうかというところで基準がかかっているのです、そこんところの議論をするんだったら私は呼び出すところは違うと思いますし、能登半島とは違う弓浜半島なら弓浜半島、島根半島は島根半島の国交省のようところがその判断が必要な議論になっていくというような問題に拡大していくような話だと私は思います。それは持って行く方向が違うと私は思いますね。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 避難路の液状化云々はこれは県がちゃんと調査報告書を出してます。県が調査してます。マップでここは液状化の確率、高いつて県が調査してます。

**○中田委員** それで。

**○土光委員** だから、国土交通省、そういう問題ではないです。だから、そういうことも多分、実効性がある云々に関しては避難路の評価云々、多分こういったこともちゃんと俎上にのせて議論した結果、そういう結論を出すんなら分かります。これはそういった避難路に関しては、これは国土交通省ではなくて、県がそういったマップを出していますから、十分その間で議論ができます。

**○稲田委員長** 中田委員。

**○中田委員** だから、だから、原子力の規制に関わる問題の議論とそれをごっちゃにした問題を議論すべきでないとは私は言ってるんですよ。だから、避難計画は、当該地域の自治体が例えば設定するものであれば、その前提となっている条件を踏まえて能登半島と同等のことがここで起きるのかどうなのかというところは、規制庁やこの顧問会議に聞くところではありません。その道を、現に私は1期目の25年前にここで鳥取県西部地震を実際に味わって、当時、建設水道委員長で全部見て回りました。液状化を起こしたのは埋立地でした。一般のところは下に構造物がある、議論にもなった大きな管が埋設してあるような特殊構造のところでは起きてました。あとは液状化を起こしたところとか、陥没したところっていうのは埋立地でした。当時、道路がどうなったか、この米子市内の建物がどうなったか、あの震度6強のときに、それを踏まえて言っておられますか。あるいは能登半島は私は何度も知り合いがいる関係で訪れています。その地形と同等のことが起きるといふ科学的根拠を持ち合わせて言っておられますか。やはりその問題に対応できるのは規制庁ではありません。だから私はそう言ってるんです。

**○土光委員** ちょっといいですか。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 県が調査報告書で液状化マップを出してます。それを御覧になったことあるんですか。

**○中田委員** あります。

**○土光委員** そうすると……。

**○中田委員** ハザードマップもあります。

**○土光委員** 液状化マップのこと、液状化、それぞれ地震を想定して、それぞれに関して液状化の可能性高い低い、それ地図で出してますよね。出してますよね。それで弓ヶ浜半

島のある部分は液状化の可能性が高いという評価が出ています。そういった評価を基に、そこは実はそこは避難路と重なる部分があります。そういうところをきちっと評価をする必要があるわけです。

○中田委員 そういうことです。

○稲田委員長 中田委員。

○中田委員 もう最後にします。だから、その前提となっている液状化を起こした場所の道路がどうすべきなのかとか、それからどういう避難ルートをどう臨機応変に組み直すかっていうのはそれは仕事になってくるかもしれませんが、こっちにも書いてありますよね。だけど、その液状化がどこで起きて、どんなことが想定されるかっていう想定図はあります。想定図はありますけど、それをどうしておくのかとか、どういう対策を打つのかというのは、規制庁に関わる議論で解決させることでは私はないと思います。それは液状化はこの地震、この原発に絡もうが絡むまいが住宅政策1つでも解消しなきゃいけない問題でもあるし、道路行政でも解決しなきゃいけない問題、これは議論で対応すべき場所が違います。

○稲田委員長 矢田貝委員、手が挙がっておりましたが、いいですか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 すみません、この資料4ページの本市の認識というところについて御自身が納得できないところについて納得、この示された認識がどういった根拠で米子市が示したのかというところを納得できるための資料が手に入る部分を出してくれとおっしゃったところに、そこに対するこれ以上のコメント、判断の材料がこうであったってところのそのことは示し切れないかもしれないけど考えてくださるって当局は答弁していただいたわけですので、私は今回、この報告案件につきまして議論するテーマとしてはもうここまでだと思うんですね。それ以降の土光委員が大事にされていらっしゃる議員活動のテーマっていうことはよく分かっておりますので、御自身の議員活動の中で深めていただきたい。中田委員も先ほどからおっしゃっていますけれども、この委員会場で議論するテーマとしては外れてきているというふうに考えておりますので、これで土光委員の認識が当局に受け止めていただいたのであるのであれば、ここまでではないかなというふうに思います。

○稲田委員長 では、以上で……。

(「そうしてください」と中田委員)

終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 本件については終了いたします。

こちらで準備したのは以上でございますが、その他委員の皆様、当局から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないですね。

以上で原子力発電エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午後2時21分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清